

平成29年 3月10日開会

平成29年 3月23日閉会

(定例第2回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（3月10日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	5
欠席議員	5
事務局出席職員者職氏名	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
一般質問	7
3番 松田規久夫議員	7
7番 瀬石 公夫議員	16
4番 西本 篤史議員	26
9番 河内 賀寿議員	31
5番 國本 悦郎議員	33
12番 竹谷 和彦議員	42
議案第3号	46
議案第4号	46
議案第5号	46
議案第6号	46
議案第7号	47
議案第8号	47
議案第9号	47
議案第10号	47
議案第11号	47
議案第12号	47
議案第13号	47
議案第14号	47
議案第15号	47
議案第16号	47
議案第17号	47
議案第18号	47

議案第19号	47
議案第20号	47
議案第21号	47
議案第22号	47
議案第23号	47
議案第24号	47
議案第25号	47
議案第26号	47
議案第27号	47
議案第28号	47
議案第29号	47
議案第30号	47
議案第31号	47
予算審査特別委員会の設置	56
散 会	57
署 名	58

第2号（3月23日）

議事日程	59
本日の会議に付した事件	60
出席議員	62
欠席議員	62
事務局出席職員職氏名	63
説明のため出席した者の職氏名	63
開 会	63
会議録署名議員の指名	63
議案第3号	63
議案第4号	63
議案第5号	63
議案第6号	63
議案第7号	63
議員提出議案第1号	66
議案第8号	71
議案第9号	71
議案第10号	71
議案第11号	71
議案第12号	71

議案第13号	71
議案第14号	71
議案第15号	71
議案第16号	71
議案第17号	71
議案第18号	71
議案第19号	71
議案第20号	71
議案第21号	71
議案第22号	71
議案第23号	71
議案第24号	71
議案第25号	71
議案第26号	71
議案第27号	71
議案第28号	71
議案第29号	71
議案第30号	71
議案第31号	71
議案第32号	75
議案第33号	76
議案第34号	76
閉会中の継続調査（特定事件）について	78
閉 会	79
署 名	80

田布施町告示第7号

平成29年第2回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成29年2月24日

田布施町長 長信 正治

1 期 日 平成29年3月10日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

畠中 孝議員
松田規久夫議員
國本 悦郎議員
瀬石 公夫議員
河内 賀寿議員
木本 睦博議員
清神 清議員

國安 和夫議員
西本 篤史議員
谷村 善彦議員
林山 健二議員
石田 修一議員
竹谷 和彦議員

○3月23日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

平成29年3月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
例月出納検査の報告
報告第1号 住宅使用料に関する債権放棄の報告について
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第3号
平成29年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第6 議案第4号
平成29年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第7 議案第5号
平成29年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第8 議案第6号
平成29年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第9 議案第7号
平成29年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第10 議案第8号
平成28年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について
- 日程第11 議案第9号
平成28年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第12 議案第10号
平成28年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第13 議案第11号
平成28年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第14 議案第12号
平成28年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第15 議案第13号
田布施町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号
田布施町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第15号
田布施町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第16号
田布施町自転車等の放置の防止に関する条例
- 日程第19 議案第17号

- 田布施町駐輪場条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第19号
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第20号
田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第21号
田布施町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第22号
田布施町学校給食センター条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第23号
田布施町スポーツセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第24号
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第25号
田布施町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第26号
田布施町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
- 日程第29 議案第27号
田布施町公園設置条例
- 日程第30 議案第28号
田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第29号
田布施町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第30号
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第33 議案第31号
山口県市町総合事務組合の財産処分について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
例月出納検査の報告
報告第1号 住宅使用料に関する債権放棄の報告について
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第3号
平成29年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第6 議案第4号
平成29年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について

- 日程第 7 議案第 5 号
平成 29 年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第 8 議案第 6 号
平成 29 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第 9 議案第 7 号
平成 29 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第 10 議案第 8 号
平成 28 年度田布施町一般会計補正予算（第 4 号）議定について
- 日程第 11 議案第 9 号
平成 28 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 12 議案第 10 号
平成 28 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 13 議案第 11 号
平成 28 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 14 議案第 12 号
平成 28 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 15 議案第 13 号
田布施町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 14 号
田布施町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 15 号
田布施町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 16 号
田布施町自転車等の放置の防止に関する条例
- 日程第 19 議案第 17 号
田布施町駐輪場条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 18 号
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 19 号
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 20 号
田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 21 号
田布施町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 22 号
田布施町学校給食センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 25 議案第 23 号
田布施町スポーツセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第 26 議案第 24 号
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 27 議案第 25 号
田布施町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 28 議案第 26 号
田布施町土砂等による埋立て等の規制に関する条例

日程第 2 9 議案第 2 7 号

田布施町公園設置条例

日程第 3 0 議案第 2 8 号

田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第 3 1 議案第 2 9 号

田布施町消防団条例の一部を改正する条例

日程第 3 2 議案第 3 0 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

日程第 3 3 議案第 3 1 号

山口県市町総合事務組合の財産処分について

出席議員（13人）

1 番	畠中 孝議員	2 番	國安 和夫議員
3 番	松田規久夫議員	4 番	西本 篤史議員
5 番	國本 悦郎議員	6 番	谷村 善彦議員
7 番	瀬石 公夫議員	8 番	林山 健二議員
9 番	河内 賀寿議員	10 番	石田 修一議員
11 番	木本 睦博議員	12 番	竹谷 和彦議員
13 番	清神 清議員		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 哲夫君	書記	林 大佑君
書記	岩本 周平君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	東 浩二君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務企画課長	亀田 典志君
税務課長	堀川 誠君	経済課長	向山 智章君
建設課長	鳥上 清史君	建設課技幹	田中 和彦君
町民福祉課長	川添 俊樹君	町民福祉課主幹	向山 幸和君

健康保険課長	吉村 明夫君	会計室長	大島 克己君
学校教育課長	本城 嘉也君	社会教育課長	中田 正美君
代表監査委員	常見 京平君		

午前9時00分開会
(ベル)

- 議長(清神 清議員) 第1回定例会を開会し、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長(清神 清議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、松田規久夫議員、西本篤史議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

- 議長(清神 清議員) 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの14日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(清神 清議員) 異議なしと認めます。したがって、会期は3月23日までの14日間に決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

- 議長(清神 清議員) 日程第3、諸般の報告を行います。
本日は、例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。
例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。お願いします。
- 代表監査委員(常見 京平君) 林山議員並びに藤山前議員とともに実施いたしました例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

平成28年12月、平成29年1月及び2月末における一般会計、特別会計歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、かつ正確であると認めましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

- 議長(清神 清議員) 次に、報告第1号住宅使用料に関する債権放棄の報告について、報告を求めます。長信町長。

- 町長(長信 正治君) それでは、報告事項について、その概要を説明申し上げます。

報告第1号は、田布施町債権管理条例第15条第1項第7号の規定に基づき、回収不能になった町営住宅の使用料の債権を放棄しましたので、その同条第15条第2項の規定により議会に報告するものであります。

本人は、下田布施第2住宅5棟29号に単身で居住しておりましたが、平成28年8月に死亡しました。滞納家賃は平成19年から平成26年に発生したもので合計15万3,400円であります。連帯保証人はおらず、相続人についても相続放棄を行っており、本人に代わって債務を請求する者もおらず、回収する見込みがないため、15万3,400円の債権を条例に基づき放棄いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（清神 清議員） 次に、議長から報告をいたします。

地方自治法第121条の規定によりまして、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名はお手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（清神 清議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。松田規久夫議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） おはようございます。本日は3問質問をいたします。町長へ2問、教育長へ1問、一問一答で質問いたします。

最初に、町長へ、「まちづくりにおける町営住宅」と題しまして質問いたします。

田布施町公営住宅等長寿命計画策定業務報告が、平成26年3月に整備計画10年として作成され、28年6月に改訂された。計画の基本的考え方は、町営住宅の改善、建て替え等を限られた財源の中で効率的に進めるためには、これらのストック（11団地329戸）の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていく必要があると明記されている。

町営住宅建設と将来に向けてのまちづくりをどのように考えているのか。田布施町はコンパクトシティを目指すのか。城南地区の建て替え8戸と小学校、保育園の存続・統廃合はどのようにつながるのか。波野北住宅建て替え30戸、城南住宅建て替え8戸は町財政を考慮した場合、本当に必要なのか、お尋ねします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。

まちづくりにおける町営住宅についてのお尋ねであります。

御承知のように町営住宅は自治体の責務で低所得者向けの住居対策として建設する住宅です。町では新たな町営住宅を再配備するといったことは考えておらず、限られた財源の中で、今あるストックを有効活用するといった観点から長寿命化を図り、コスト縮減を図りたいと考えております。

12月議会の一般質問でも答弁いたしました。住宅入居者募集を行いますと、毎回抽選で決められている状況で、入居募集ができる新たな波野北住宅建設は、早期に解決すべき案件でございます。

コンパクトシティについても、十分意識していかなければならない大切なことと思っております。一方では町全体でバランスのとれたまちづくりを推進していくことが最も必要と考えます。そういった意味では、麻里府、麻郷、西田布施、東田布施、城南に町営住宅は地域づくりに必要なものであり、各地域がそれぞれ今後もその活力を欠かさないよう配慮していくことも必要と考えております。そういった点から、城南住宅は城南小学校の児童数の減少が進んでいる地域の特性を考慮いたしましても、町営住宅の建設により、児童数の増加につながればと思っております。

このため、町としましても城南住宅の建設を早期に着手したいと思っておりますが、現在、入居者が多く、計画どおり進めることができるか不透明な状況であります。しかしながら、長期財政計画の中にも町営住宅の建設や改修について織り込んでおりますので、この計画に推進していきたいと考えております。なお、城南保育園については、平成29年度から乳児保育を始めるための施設改修を予定しており、さまざまな保育ニーズに対応することとしております。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） この町営住宅については、前回の12月議会でも質問をしました。

そのときに町長は、今回は自治体の責務だという言葉が言われましたが、12月議会では、低所得者対策で必要だというふうにも言われました。

そこで、質問をしたいのですが、現在の町営住宅居住者で所得基準が町の基準よりオーバーしている住人というのはあるのでしょうか。あれば、その数はということで質問をします。

○議長（清神 清議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清史君） すみません、今手元に資料がございませんので数字等についてはお答えできません。いらっしゃることは確かにいらっしゃいます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） わかりました。私は正確な数字よりも、低所得者対策ということで町営住宅が提供されているのに、オーバーしているような人がいるかないかという、こちらのほうを真偽としては聞きたかったので、いらっしゃるというお答えで数のほうは結構です。

○議長（清神 清議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 今の答えに対して、一応、入居のときには収入はオーバーはしておりません。その後、家族等が働きに出られて収入が多くなったという状況でございます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 収入の件で、次の質問で関連して聞いてみようかなとも思ったのですが、毎年、田布施町の各課の状況を知らせる報告書があるのですが、その中に税務課で課税標準の段階別納税義務者数というのが、所得割のみとか、10万円以下とか、1,000万円越えとかという形で、最新版で言えば27年度、対象者が田布施町は7,456人という形で、それぞれの階層別で人数が発表されております。

確かに、現在、町営住宅に入居されている中で、募集のあるのが波野南の高層アパート、麻里府、麻郷団地、この3つが今、募集が可能な団地で、最近配られました広報と一緒に配られました中には、波野団地南と麻里府の募集があったように記憶しております。

私が言いたいのは、申し込み時点では確かに町の所得の基準は以下だけでも、入居後にオーバーしたというふうな形を、先ほど鳥上課長が言われましたが、調べてほしいのは募集可能な波野団地南、麻郷団地、麻里府の入居者については、この田布施町の10階層に分かれています低所得から、1,000万円超えの高額までの人数と、どの程度割り振って行ったら違いがあるのかと。当然、高額のほうは少ないと思いますよね、入居基準がありますので。

僕は、意外と今、入居可能な町営住宅に住まれている駐車場なんかを眺めてみると、意外と、前回、町長が低所得者対策というふうに言われましたが、そうじゃないんじゃないか、意外と所得なんかもあるんじゃないかと。

この議会が始まる前に、自治会長や民生委員の方に聞きました。具体的な町営住宅入居の相談があるのかと、「いや、相談ちゅうのは受けていないよ」と、長く自治会長をやられておるような方もそのように言われるのですよ。ですから、本当に町民から切迫したような、そういう町営住宅に対する事情というのではないんじゃないかというふうに思われてならないのです。

そういうふうな中で、事業費が6億7,000万円で、田布施町の持ち出しが3億7,000万円というふうな計画を、もうルールを引いちゃったから、もう汽車を上に乗せたので計画どおり進めていかんにやいけん。来年度の予算には調査、測量、設計という形で7,260万円の予算が計上されていますが、もうこの予算は執行すべきではないと思っているのですよ。ちょっとごめんなさいね、自分ひとりで話してから、ちょっと話がまとまんようになって、何を聞いたらいいかってというのが。

町の計画には、ぜひとも計画しておるからやらんにやいけんというものと、計画しているけどもどんどん、どんどん世の中が変わってきておるので、見直していかんにやいけん。この来年度の7,260万円というのは、実行すべきではないというふうに私は思うのですが、執行部としてはど

のように考えておられるのでしょうか。

○議長（清神 清議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 今、松田議員さんが言われましたけど、実際、波野南については7倍、8倍、下手すると10倍ということになります。その内訳を見ますと、かなり母子家庭が多くございます。

田布施町内についても、かなりの母子家庭がいらっしゃいます。母子家庭については収入が非常に少なく、実際に民間のアパートに入ると家賃が5万円、5万5,000円、高いところでは6万円ぐらいします。一番安くても4万円以上はいたします。母子家庭なのでなかなかお母さんが働いて収入があるわけではございませんので、そういう方の救済。意外と収入が非常に少ない夫婦で、働いても非常に収入が少ない家庭もかなりいらっしゃいます。

一概に皆さん、収入が高いと思われていることが、まず頭の中にはあるんじゃないかと思うのですが、意外と収入が少ない方もかなりの方がいらっしゃいます。そういう方が、自治会長に御相談をするわけではございません。直接、役場の建設課のほうに来られて、「住宅に入りたいのですが、今、空いていますかね」ということが多々あります。

私どもは一応、募集をして、多ければ抽選ということにしておりますので、それを見るとやっぱり低所得者対策のために、やっぱり町営住宅は必要と私は考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 必要性は理解しました。波野北住宅は4階建ての鉄筋でエレベーターもつく。こういう箱物をつくりますと、当然、今後の維持費、場合によっては最終的には解体費用と多額なというふうな将来に向けてのコストもかかります。同じようにお金を使う、母子家庭等の低所得の対策が必要ということですので、無理につくらなくても、今、町内には空き家がたくさんあるのですよ。それで、国のほうはこの秋に、新聞報道ですけども、最高100万円の改築の補助を出して、家賃補助はこれも同じく4万円、最高額の補助を出すというふうな情報を新聞に記事にありました。

ですから、田布施町内には町の中にもあるし、郊外のほうにも空き家はたくさんあります。ですから、こういうのを町が借り上げて、安く貸し出すと。無理に大きな箱物をつくる必要はないと思います。あるいは、最近アパートが随分空き家が目立ちます。ですからアパートを借り上げて安く貸し出すと、その差額は町の持ち出しになりますけども、トータルコストを考えたら何ら町営住宅をつくらなくても、みんなの知恵を出し合えば、低所得のそういう手を差し伸べなければならない方々の救済は、僕は可能だろうというふうに考えております。議論をしても話が平行線をたどるのでしょから、回答は求めません。ちょっとまた観点を変えた質問をしますが。

○議長（清神 清議員） 松田議員、質問は端的に簡潔にお願いします。

○議員（3番 松田規久夫議員） わかりました。

○議長（清神 清議員） 何を言いたいのか、こっちに伝わらないと思いますので、もう少し簡潔にお願いします。

○議員（3番 松田規久夫議員） 別の方法にと先ほど言ったのは、無理に町営住宅を建てなくても、本当に低所得者で救済、行政が手を差し伸べなければならないような場合は、別の方法を考えましょう。具体的にも2つぐらい僕の頭でも浮かびますよということ言うたわけです。もっとみんなで知恵を出せば、それは3つも4つもあるかわかりませんが。まあ、これは平行線をたどりますから置いておきます。

○議長（清神 清議員） で、この質問は終わりですか。

○議員（3番 松田規久夫議員） いや、ありますよ。

○議長（清神 清議員） じゃ。

○議員（3番 松田規久夫議員） 町長の答弁で、コンパクトシティは意識してというふうな言葉を言われましたが、コンパクトシティに関しまして立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づく枠組みで、都市の全ての機能について立地を計画するマスタープランとして公表するものであります。コンパクトなまちづくりを目指すのが特徴であります。田布施町には、この計画はあるのでしょうか。

○議長（清神 清議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 立地適正化計画事業というのがございますけど、田布施町を見回しまして、本来、田布施町は結構、家が、集落が分散しております。コンパクトシティみたいなことをやろうと思えば、どこか固めて重要拠点というのを設けるわけがございますが、それを設けたとしても、如何せん集落が分散しておりますので、実際のところがなかなか難しい。そういうことをしようと思うと、かなり住民合意のことをかなりやらなくては行けませんので、田布施町もそんなに大きな町ではございません。

職員もかなりおるわけでは、市のようにたくさん分業化されていませんので、また、やれば建設課がみなやるようになりますが、建設課も下水もあれば住宅のこともありますし、道路もありますしいろいろ他の事業もたくさん抱えております。そういう今の時点でこういうことをやるのは、ちょっと難しいと私どもは考えております。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 財政が苦しくなったら、コンパクトシティにならざるを得ないんですよ。ちょっと一事例を挙げてみますけど、夕張市です。夕張市は、東京23区よりも広いんです。小学校、中学校が11校あったんですよ。それが、今はそれぞれ東京23区よりも広いのに、それぞれ1校しかないんですね、財政上の制約で。

私は、地域の核である公民館や小学校というのは頑張れるだけ頑張って残さんにやあ、本当に地域の元気がなくなるので、小学校も公民館ももうみんなでどねいかしてでも、地域に残していかにやいけんというふうに思うちよります。

ですけど、田布施町もそれこそ僕は必要ないと思っておりますが、3億7,000万円も持ち出して町営住宅をつくるようなことをしたら、将来に大きな負担となって、残していかにやいけん学校なんかも統廃合していかにやいけんようなそういうことはしてほしくないと思っております。

最近、町長が入院をされてから、特に、僕が感じるのはよくレガシーという言葉で最近、世界遺産とかそういう感じで、レガシーという言葉をよく最近ニュースなんかで耳にします。長信町長が3期で、残りの任期、何かレガシーを求めておられる、その一つが町営住宅なんかじゃないかなあという思いがしてならんのですよ。

僕は、もう町長は既に若い職員の多数の採用ということで、将来の人的レガシーはもう既につくっておられると、そう思っているのですが。箱物の、町長、レガシーまで僕は必要ないと思っておるのですが、町長、そこまで何か形のあるものを任期中に残したいですか。お尋ねします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 一般質問の内容が住宅から私のほうにまで降りかかってきて、どういってお答えをしようかなあと思っております。入院したことも事実であります。私自身が役場の将来はどうすべきかということで、若い職員を随分入れてきたことも事実であります。それは、当時の職員の高齢化率が上がってきたことに対して、職員が入れかわったということで、それは間違いありません。

ただ、今質問をされたように、私自身が残り2年の任期の間にそういうことを考えて、職員だけじゃなしに建物まで、あるいは町の全体をそういうふうにしておるんじゃないかというふうに、今言われましたが、そういう気は毛頭ありません。

夕張の話もされました。10年前に町長になったときに、ちょうど合併で夕張が厳しいということを知って、田布施も第二の夕張になるぞと言われてたことも聞いております。何とか乗り切ることができたと。正直言うて、今の国全体の財政状況からいうたら、また厳しい地方自治が出てくると。その

中においての、こういう住宅問題も金をかけんと対応しなさいよという松田議員の質問は、御無理御もったもな部分もあろうかと思いますが、住宅を求める方がいらっしゃる限り、行政の長としては、やはりそれに答えていく必要がある。

今、随分住宅も砂田をはじめあちこちにあったやつが統合整理され、古い住宅は入れかわってきています。だけど、今度それに対して、やはり入ってこられる方が、何ぼ低所得じゃけ、悪うてもええじゃないかちゅうわけにはいきません。ちゃんとした基準に基づいた住宅に入ってもら。これは行政としての必要な事項でありますから、建設課あるいは町の財政等を十分含めてその対応をしているわけでありますので、議員の思いがそういう思いであっても、町としてこういう方向でいきますよということは論議していく必要があると、しっかりとこの3月議会の予算に対して、それなりの質問をされ論議をさせていただければという思いです。

私としては、町の町民の多くの方が安心して暮らせ、安心して住める住宅はちゃんと確保をしていく必要があるというふうに思っていますし、やり方はいろいろ言われましたが、民間のアパートを借りるとか、あるいは今、空いている建屋を利用しろと言う質問をされて結構です。それはしっかり論議をして進めて行くべきことだろうというふうに思っておりますので、今の質問が途中でちょっとずれてきておるので、その辺だけ御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 1問目の質問は、2問目に行きます。

「働き方改革の取り組み」と題しまして、町長へお願いします。

過労自殺やパワハラなどが社会問題となっている。田布施町では特徴ある取り組みはされているのか。プレミアムフライデーは導入されたが、職員に対し何か対策をしたのか。町長は一人一人の働き手が密度濃く、元気に働ける環境を整えなければならない。また、働く職員の成長を促し支え、一人のプロとして腕を磨く優秀な人材には、人並み以上に報いる何らかの対処法を考える必要がある。今、労働人口の減少により働き方が急速に変化している。若い職員に人生とキャリア形成に柔軟な変化対応が求められる。重複する部分はあるが、具体的に3点質問をしたい。

人材育成に関しては何をするのか。

病気の治療や介護、育児と仕事を両立するための制度や慣行はどうするのか。

柔軟な働き方を実行した場合、住民に提供するサービス低下の防止策は。また、特定の職員に仕事の負荷がかかることはないか。お尋ねします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えします。

働き改革の取り組みについてお答えします。まず、過労や自殺やパワハラなどの取り組みについてですが、国では平成16年4月「職員の心の健康づくりのための指針」が示され、本町にもその旨通知がされたところであります。この指針に基づき対応しております。

また、労働安全衛生法により、毎月「退庁チェック表」を各課に提出させ、月45時間以上の時間外勤務職員を把握するとともに、衛生管理者である保健師が職場全体の勤務実態を見て、指導または面談等の必要性がある職員に対しては、産業医への面接指導への勧奨等を行っております。

その他の対策では、町の衛生委員会においてもストレスをよく理解し、上手につき合っていくためのメンタルヘルス対策の一環として、今年度から始まった「ストレスチェック制度」の実施や研修、その他健康に関する情報紙「委員会だより」を定期的に発行し、職員に周知・啓発をしております。

次に、国では、働き改革の一環として、平成27年度4月から夏の期間中、朝早くから働き始め、夕方から夜の時間帯を家族生活の充実や趣味、自己研さんに充てることを「ゆう活」と称して奨励し、また本年2月からは、プレミアムフライデーに合わせて年次休暇の取得促進について展開をしております。本町では、これらの取り組みについて特に周知等はしておりませんが、今後、各市町の動向を

注視してまいりたいと考えております。

次に、具体的な3点の御質問についてお答えします。

まず、人財育成についてでございます。新規採用職員には、採用前の事前研修を2月ごろ実施し、採用後、県セミナーパークで実施されます「新採職員研修の前期・後期課程」を受講させております。また、町独自研修で梅雨前の5月に災害対応研修を実施し、8月には3日間かけて関係課による業務・事業等の説明、保健師によるメンタルヘルス研修や施設見学を実施し、9月に議会傍聴を実施しております。

また、来年度からは、新たに町独自で策定した新規採用職員マニュアルに基づき、特に大切な入庁1年目の期間に公務の重要性や基本的事項について身につけさせることと、主体性を育て、自身の成長点や課題に気づかせ、疑問や不安を解消することを目的に4月から配属される課で育成者を指名し、指導し支援していく「育成者制度」を設けることとしております。

その他の職員には、勤続年数に応じて、若手職員研修や中堅職員研修などの一般研修や、法制執務講座などの専門研修、あわせて27種目、延べ約300名の職員が昨年度、県セミナーパークで受講しております。

また、昨年度加入しました広島広域都市圏で実施しています職員共同交流研修事業に参加時から職員1名を参加させております。この職員共同交流研修事業は、職員の政策形成能力の向上と、職員間の交流を通じて圏内各地域の相互理解の促進を図るとともに、研修成果として政策提案型のレポートを取りまとめ、それを各市町の施策推進に生かすことを目的としており、昨年度は「首都圏からのUJターンによる交流・定住の促進について」、今年度は、「スポーツツーリズムの推進による圏域の活性化について」をテーマとして、現状分析や必要な情報収集等を行い、基本的な方向を示した上で事業の実現性を視野に入れたレポートを取りまとめ、2月の首長会議で中間報告を行い、7月の会議で最終報告を行っております。

さらに、平成28年度から本格的に実施しています人事評価制度では、職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を把握し、的確な評価と指導・助言を行うことで、中長期的な人材育成を、適切な人事管理等を行っております。

次に、病気の治療や介護、育児や仕事を両立するため制度や慣行はどうかについてのお尋ねです。

まず、育児の面から申し上げますと、配偶者の就業等の状況にかかわらず、子供が3歳に達するまで子育てに専念するため育児休業を取得することができます。無給ではありますが、このうち子が1歳に達するまで、共済組合から育児休業手当が支給されます。

また、仕事の時間を減らして育児の時間を確保しながら仕事を続けていく方法として、子供が小学校に上がるまで週3日勤務や週2.5日勤務、1日4、5時間勤務を週5日といった「育児短時間勤務制度」、あるいは1日のはじめ、または終わりの2時間以内の時間を勤務しない「育児部分休業制度」を利用することもできます。その他、有給休暇として、男性職員の育児参加のための休暇が、妻の産前産後の期間中に5日、子供の看護休暇が中学校に上がるまでの子が1人なら年5日、2人以上なら年10日を限度に利用できます。

一方、介護につきましては、無給であります。2週間以上にわたる介護をする職員は、1日単位、または1日4時間以内で6カ月以内の期間の休暇として、介護休暇を取得することができます。そして、これは今年1月から、3回までの分割取得が可能となりました。さらに、育児部分休業の介護版ともいえる介護時間休暇が、今年1月から新設され、1日の始めまたは終わりの2時間以内の時間を勤務しないことができるようになりました。また、有給休暇として短期の介護休暇が要介護者1人なら年5日、2人以上なら年10日を限度に利用できます。

その他、休暇ではありませんが、3歳に達するまでは子供を養育する職員を対象とした「時間外勤務の免除制度」や、小学校に上がるまでの子を養育する職員や介護をする職員を対象に「早出・遅出

の勤務」、「深夜勤務の制限」、「時間外勤務の制限」といった制度もあります。

次に、柔軟な働き方を実行した場合、住民に提供するサービス低下の防止策は、また特定の職員に仕事の負荷がかかることはないかについてのお尋ねです。

町では、これまで職員の年次休暇の計画的取得の促進など、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいるところです。今般のプレミアムフライデーなどを実施する予定はありませんが、もし実行するとなれば、本取り組みに賛同する職員が年次休暇の取得や、フレックスタイム制の活用等により早期退庁することができるようにすることや、月末金曜日の午後に、会議や出張を入れないなど、職場環境の整備等にも努める必要があると思われます。

さらに、その職員の穴埋めのため特定の職員に負荷がかからないようにする対策ですが、事業や業務全般の見直し、事務分掌の見直し及び業務の伝達方法など対策が必要になってくると考えられますが、繁忙期のある課については、その対応は困難だと思われま。

いずれにしても導入するとなれば、住民サービスの低下が起これないように対策を、まず講じていかなければいけないと思っておりますし、課長会議等を通じて常々職員に言っておりますが、健康に気をつけ、元気で働くことがひいては住民サービスの向上につながるものだと思っております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 27年4月からの夏の早朝勤務や、先月から始まりましたプレミアムフライデー、こういうふうな取り組みを、僕は他の市町のよその動向を見て決めるのではなくて、田布施町が率先して、よそに先駆けて挑戦してほしいというふうに思っています。それが全てにいろんな地域の活性化なんかにもつながっていくんじゃないか。よその動きを見て決めるんじゃなくて、みずからが率先してよそに先がけてやる、この姿勢をお願いしたいと思います。

質問を今からしていくのですが、人財育成と働き方改革の考え方、これは職員ファーストが基本的な考え方だというふうに、私は思っています。ちょっと今から、非常に残念であったり、悔しい、そういう自分なりの、つい最近、ある人と話をした中で、教えてもらおうと思って聞いた中で、非常にそういう思いをしましたのでちょっと言います。

1問目の質問で、波野北町営住宅の調査、測量、設計に7,260万円という話をしました。「田布施町の資格ある職員にチームを組み、1年間専従で仕事を内製化することはできんじゃないか」ちゅうて聞いたんですよ。7,260万円あれば相当な職員がチームを組んで1年間携われるという思いがあったもので、こっちのほうが僕はコストが安いんじゃないかという思いがあったもので聞いたら、その人が即座に「そりゃ、無理じゃ」と「考えはええけど、だから委託業者に言いなりになっちゃうんじゃないか、田布施町は」と言われたんです。僕はこの話を聞いて、本当に悔しい、そう思いましたよ。

○議長（清神 清議員） 松田議員、さっきも言いましたけど要点をちゃんと絞って簡潔に質問をしてください。

○議員（3番 松田規久夫議員） いや、これは悔しい思いをしたんじゃないけ、ずっと言わんにゃ、簡潔に言うたんじゃそれは伝わらんですいね。議長はそういうふうに言われるが。時間も押し迫っちゃうけ、僕も短じこうは言いたいんじゃないがね。

○議長（清神 清議員） 答えがなかなかできないと思いますよ。

○議員（3番 松田規久夫議員） そねえ言うんなら、僕はこの質問をやめるわ、ほいじゃ。次、行く。長う言うちゃ、議長がいけんちゅうんじゃないけん。

○議長（清神 清議員） 簡潔にとということです。

○議員（3番 松田規久夫議員） いや、いや。この質問はやめます。

ほじゃ、同一労働・同一賃金について、その田布施町の話聞きます。

同一労働・同一賃金は、私はこの制度を推奨していくと、能力の高い人が伸びない停滞すると考え

ているんですが、ですから積極的な賛成はできません。現在、田布施町に非常勤職員はいるのか。いれば、その人数は。また、非常勤職員の採用方法と任期を制度として明記したものがあるのか。これが一つです。

もう一つは、国のほうがその同一労働・同一賃金ということで、制度上支給できなかった非常勤職員へのボーナスが支給できるようになるんじゃないかという情報があるんですが、もし、支給できるとしたら、いつごろかというこの2点をお聞きします。

○議長（清神 清議員） 東副町長。

○副町長（東 浩二君） お答えいたします。

人数はちょっと申しわけございませんが、嘱託と言っても非常勤と言っても、いろいろな種類がございますので、あらかじめ通達いただければお答えできたんですが、松田議員御承知のようにいろいろな種類の非常勤の方はいらっしゃいます。

嘱託は嘱託、非常勤は非常勤、アルバイト、パートそれぞれ違いますので、それぞれ採用の考え方がございますし、勤務条件等のものも各法令に従って整理をして、労働条件の通知書という形で対応はいたしております。

非常勤のボーナスの関係でございますが、自治法で御承知のように支払うことができないと、法律で国が定めておりますし、各自治体はそれを何とかしたいと思ってきたのですが、国がそういう制度を引いておりますので、今のところ全くできませんし、国が本気でそれを変えようと思えば、実態的にそれをしないと合わないという感覚を持っておりますが、まず、国がそういう指針をまず示すべきだと思っております。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） ということは、田布施町としては、現時点ではまだボーナスの支給の時期なんかについては、全くわからないということですね。

○議長（清神 清議員） 東副町長。

○副町長（東 浩二君） 先ほど申し上げましたが、自治法の中でそういったものを支払ってはいけなくなっておりますので、それをどういうふうにするかというのは、考え方を整理していただきたいというのが、各自治体の本音だと思います。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） わかりました。時間も押し迫っておりますので、3問目に行きます。

「小学校の外国語学習に向けて」ということで、教育長お願いします。

新学習指導要領の2020年度英語全面実施に向け、小学校教員のスキルアップの計画を尋ねる。小学校の英語の授業時間は現在の3倍にふえ、内容も高度になる。教員が短期間で力量を向上させることは容易ではない。特に、コンバセーションの支援策は用意されているのか。英語は他の教科に比べ、教え方が難しいと思われる。低学年性にも無理なく教えるコツを教員が共有する必要があり、18年から先行実施、2年間の水平展開を教員間でどのようにするのか、お尋ねします。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。それでは、今の御質問にお答えします。

小学校における外国語教育につきましては、子供たちの読む・書くといった知的欲求が高まっている状況や、小中学校の滑らかな接続などから、次期学習指導要領では、全ての領域、いわゆる「読む・書く・聞く・話す」をバランスよく育む教科型の外国語教育（いわゆる中学校で言われる英語科です）を、小学校五、六年から導入することがさきの要領で示されました。

五、六年生につきましては、現行の35単位時間の外国語活動に加え、聞く・話すの活動に加え、新たに読む・書くを加えた領域を扱うために、年間、加えて35時間単位時間の時数が増加となり、時間割編成を工夫していく必要性があります。

それでは、第一のコンバセーションの支援策は用意されているかとの御質問にお答えをいたします。

教員の会話力の向上に向けた指導・支援策につきまして、現在、小学校5、6年生の外国語活動では、英語を通じて言語や文化を体験的に理解させるべく「聞くこと・話すこと」を中心に学習を進めるために、文部省が指定しております教材に加え、ALT（英語指導助手）やICT利活用等により、英語の音声や表現など、英語でさまざまな人々と会話に慣れ親しむことができるよう、コミュニケーション力の向上を目指す授業を進めております。

担任はこうした聞くこと・話すことといった授業が進められるよう、外国語活動の指導に係る専門研修や公開授業等も進めながら指導力向上に取り組んでおり、多少の開きはありますが、おおむね児童の満足のいく授業が進められているものと思っております。

このたびの学習指導要領改定では、これまで5、6年生で行ってこきました聞くこと・話すことを中心とした外国語活動を、小学4年生、5年生で実施するとともに、5年生、6年生では加えて、読むこと・話すことを加えた教科型の学習（英語科）につなげていくこととなります。

小学校五、六年生における、いわゆる英語科の導入に当たっては先ほど申し上げました、読むこと・話すことが新たに加わっていくことから、先行して教材を整備することや高学年を担当する現職教員の専門性を高めるための研修計画や、外部人材の活用支援なども含め、指導者確保をあわせて進め、平成32年度から円滑に実施できるよう、可能なものから準備を現在しているところでございます。例えば県が主催する小学校英語教育中堅教員養成修会には、本年度から既に7名の教員が受講を終えており、次年度につきましても3名以上の受講を計画しております。

また、2番目の先行実施につきましては、これは義務ではありませんが、教科の整備や現職教員の専門研修について平成30年度から本町では先行していくように計画しておりますが、既に具体的な取り組みを指示しているところです。各教員が授業実践を重ね、経験値を上げ、自信を持って平成32年度が迎えられるよう、授業改善や授業力向上に向けて校長会、教頭会を中心に計画を進めておりますし、実践化に向けて次年度から進めていく予定となっております。

以上で終わります。

○議長（清神 清議員） 松田議員。あと持ち時間5分ですから。

○議員（3番 松田規久夫議員） 教育長、先ほど5、6年生で、読むこと・話すことと言われましたが、書くことが抜けているように思うんですが、書くこともあるんじゃないでしょうか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 先ほどたしか申し上げましたが、小学校5、6年は「聞く・話す」が中心です。それをやはり中学校で、それだけでは中学校は主に「読む・書く」ですから、それにつながっていないこともあります。また、小学校の生徒が全国調査で、やはり読むこと・書くことをしたいということで、今までの5、6年生の聞く・話すに加えて新しく改定では、今言ったように「読む・書く・聞く・話す」という4つの領域全てを学んでいくこととなります。

したがって、今度の新しい5、6年生はどちらかということ、コミュニケーションや会話というよりも、やはり読んだり・書いたりということが多くなります。これは今申し上げましたように、接続、小中の接続と子供たちの欲求もあるということからです。今、当然、読む・書くということを申し上げました。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 私が単純に5、6年の今、活動は、3、4年で活動になって、5、6年は教科になって中学校の先取りを全部じゃないですけども、先取りをするというふうな認識でおったんですが。そういう認識でおったもので、ほいじゃ、中学校穴が開くじゃないですか、下せば。その部分には例えば高校の部分を取るとか、中学校というのはどういうふうな取り組みになるんじゃないかというのが、一つ疑問ではあったんですが、この辺、もしわかれば教えてください。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 一つは、外国語はこれからするとして非常に大切になるということから、

しかも、今まで何年も我々も英語をやってきたわけですけど、ほとんどの日本人がやっぱり、いわゆる会話とかそういったものに定着度がないといういろんな指摘があって、小学校5、6年で先ほども言いましたように、聞くとか話すとか、いわゆるコミュニケーションの部分を進めてきたわけですけど、やはり中学校に入ると書いたり読んだりすることが多くなりますので、その接続をきちっと滑らかにするという意味も大きいと思いますし、より低学年から英語に触れられるという意味が大きいというふうに思います。

また、中学校については今のところ、今年度の今回の学習指導要領の大きな改定はありません。高校は御存じのように大きな改定は行われます。小学校と高等学校で大きな改革が行われますけど、中学校では行われなかったということは、中学校は今までの形でそう大きな問題は起こってないけど、小学校と高等学校に非常に今までの課題があるというふうな捉え方を国ではしているんじゃないかと思えますし、私も個人的にはそういう考えております。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 3分前ですから最後の質問にします。

20年度には昨年、質問しましたが、デジタル教科書のかかなり田布施町クラスでも充実したものにすれば5、6億ぐらい必要じゃないかというふうな、英語を含めて20年度には大きなその改革があるんじゃないかと思えます。

今、グローバル化ということで盛んに英語が言われますが、私は、その前に国語を英語の前にやってほしいという思いがあるんですが、教育長は英語と国語、僕はその英語の前に、まず小学校でも国語を頑張らせてほしいという思いがあるんですが、この辺どのように思っておられるか、時間の関係もありますが、よろしくお願いします。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。あと1分以内でお願いします。

○教育長（尾崎 龍彦君） 私も全く松田議員と同じ考え方です。やはり国語が全ての教科の基本になります。

今現在、そういう形で多くの方が捉えていますし、田布施町においても学力向上に努めていますし、現在、好成绩も出していますけど、一番は、いわゆる読書、図書館の整備であるとか、図書の整備であるとか、それに力を入れています。読書貯金通帳も山口県で初めて取り組んでおりますし、インターネットでヒットしますと、広島県立と田布施町の図書館がインターネットで真っ先にヒットいたします。そのぐらい進めておりますので、今後とも国語には十分力を入れたいと思えますし、教育の一番基本は言語、言葉だと、文字だというふうに思っていますので、全く同感でございます。

○議員（3番 松田規久夫議員） ありがとうございます。私の質問、これで終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） 次に、瀬石公夫議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） それでは、私は通告のとおり3件の質問を行います。質問方式は、一問一答でお願いします。

1点目の質問は、「安心した暮らしと、子育ての充実について」伺います。答弁者は町長、教育長でお願いします。

それでは質問をいたします。私は後援会パンフレットで、あなたが幸せで豊かに暮らせるふるさとの実現を訴えて大きくは1、安心した暮らしと、子育ての充実。2、ふるさと産業を支え、地域の活性化。3、安全で便利な住みよいふるさとを実現の3点を公約してきました。そうしたことで、「貴方の声をお聞かせください」の投稿欄に19件の要望が寄せられました。

最初に、安心した暮らしと、子育ての充実に関することについて、町民の皆さんから5件の要望があり対応策を尋ねます。

1、子育て支援、福祉医療費助成制度、保育料等の軽減。

- 2、青少年の健全育成（教育重視）に向けたまちづくりを一層。
- 3、町民の声を吸い上げてください、いじめ対策、福祉の充実を。
- 4、不登校児童問題に取り組んでほしい。
- 5、ふるさと田布施を明るく楽しい町にしてほしい。

などの投稿があり、子育て支援等、青少年健全育成、不登校の問題等現状の分析を行い、しっかりした対応・対策に取り組む必要があると思われるが、所見をお尋ねします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

まず、通告いただきました3件の御質問は、瀬石議員の後援会パンフレットの投稿欄に記載のあった19件についての要望と思いますが、要望者の個々の趣旨や具体的な内容もわかりませんので、一般的な答弁になりますことは御理解をお願いいたします。

それでは、安心した暮らしと、子育ての充実について5件のお尋ねであります。教育委員会にかかわる御質問は教育長が答弁いたします。

まず、1点目の、子育て支援、福祉医療費助成制度、保育料等の軽減についてですが、子育て支援は、児童手当、特別児童扶養手当など直接的に経済支援する制度や、乳幼児・子供の医療費の無料化、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業などの間接的な支援もあり、バランスのとれた政策として実施しております。

福祉医療費助成制度は、県の補助制度により、重度の障害者、あるいはひとり親家庭、乳幼児の家庭について一定の所得制限は設けられていますが、医療費の無償化により経済的負担の緩和を図り、安心して医療を受けられるよう実施している事業です。

このうち乳幼児の医療助成につきましては、4月から助成対象者年齢を未就学児から小学校第3学年終了時まで拡大した子ども医療助成制度として、子育て支援施策の充実を図ってまいります。

また、保育料の軽減対策ですが、基本的に保育料には応能負担という原則があり、各世帯の所得に応じて保育料を納めていただくこととなっております。しかし、一定の所得以下の世帯に対しては、国・県・町で実施しています保育料の軽減制度により、ひとり親世帯では第1子から、多子世帯では第2子以降の保育料が無料や半額などの対象となる場合があります。子育て世帯の負担軽減を実施しております。

2点目の青少年健全育成に向けたまちづくりにつきましては、教育長が答弁いたします。

3点目の「いじめ対策、福祉の充実について」ですが、いじめ対策は教育長が答弁いたしますので、私は福祉の充実についてお答えいたします。

少子高齢化や核家族化の進行により、地域での協力・協調といった関係が希薄化し、福祉の根幹を支えてきた家庭や地域の持つ機能が大きく低下してきています。改めて地域の支え合いの重要性を再認識し、町民みずから主体的に自分らしく生きることを前提に、支援が必要なときには適切かつ良質なサービスを受けられるよう、誰もが住み慣れた地域で安心安全に暮らしていける環境づくりに努めてまいります。

4点目の「不登校児童問題」につきましては、教育長が答弁をいたします。

5点目の「ふるさと田布施を明るく、楽しい町にしてほしい」についてですが、後ほど教育長からも答弁いたしますが、私は3期目の就任の際、まちづくりのモットーとして、住みよさ山口県一のまちづくり、さらには全国一住みよいまちづくりの実現を目指すとし、第5次総合計画のまちの将来像のキャッチフレーズに、「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」の実現に向け、町民の皆さんとともに手を携えて、全力を尽くしていきたいと考えております。

1点目は、以上でございます。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、2点目の青少年の健全育成に向けたまちづくりの一層の充実か

らお答えをいたします。

本町では、青少年の健やかな成長と自立を実現するために、家庭・地域・学校をはじめ、社会全体で青少年を育み、支える環境づくりを御案内のように進めているところでございます。

本年度は、全ての小中学校でコミュニティ・スクールによる学校づくりが進められるようになり、学校を中心に社会全体で地域創生に取り組むことができるようになりました。加えて、たくましい田布施っ子を育てる運動や、田布施町青少年健全育成町民会議を中心とした町民総がかりによる青少年の健全育成が進めていただいております。休日や夜間のパトロール、青少年や保護者を対象とした各種の事業や活動を展開をしていただいております。

また、言葉・文字の使い方が人間関係づくりに大きくかかわることから、子供たちの豊かな感性を磨き、表現力やコミュニケーション力を高めるために、読書貯金通帳を活用した読書活動の推進にも力を入れているところでございます。

3点目の「いじめ対策の充実について」お答えします。

いじめの根絶に向けましては、町独自の取り組みや県教委や関係機関と連携したさまざまな取り組みを行っておりますが、既に御紹介申し上げましたように、いじめの認知に対する取り組みとしましては、週必ず一回、関係のアンケートをとることや、日々の担任との日記のやりとり、中学校等においては教育相談や、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査「QU」と申しますが、そういうものを実施して、いじめや不登校の早期発見、早期対応に努めており効果を上げております。

特に、子供たちのささいなトラブル等に対しましては、教師がしっかりかかわりながら、わだかまり等が起こらないように、きめ細かい指導に努めさせているところでございます。特に、言葉や文字を伴っての表現力や、コミュニケーション力の如何が、いじめ問題に大きくかかわっていくことから、スマホ・携帯等、メディアとうまくかかわっていく態度を身につけさせていくことが大切と考えており、現在、小中学校ではノーメディア・ウィークを中学校、ノーメディア・デイ小学校等で具体的な取り組みをスタートさせたところです。今後は、道徳や言語活動について、小中一貫した指導による取り組みで進めていきたいと考えております。

4点目の「不登校の対応について」お答えをいたします。

不登校問題の取り組みにつきましては、平成27年の9月にも議員から御指摘をいただいているところですが、田布施中学校における不登校生徒数の割合が平成25年、26年、27年につきましては全国や山口県平均を上回ったことから、その対策に、現在全力で取り組んでいるところでございます。

今年度は、1年生が入学を約1年が経過しようとしている中で、新たな不登校生徒が発生していないという大変喜ばしい状況が起っております。1年の学年主任を中心に全教職員が不登校問題を意識して指導に当たるとともに、スタートカリキュラム、1年入学当初の教育課程について工夫をして、人間関係づくりやコミュニケーション力の育成により、よく努力した結果のあらわれではないかと分析しているところです。

また、小学校の6年生と中学校で実施している「GAP調査」と申します、（受容感構造把握のための心理調査）を進めておりますが、小中学校の両者が共有しながら指導・支援ができるようになったことも見逃せない、情報が交換できるようになったのも見逃せないと思っております。

こうした新たな取り組み事例を分析し、次年度に生かしていくよう指導しているところですが、まずは全国や県平均を下回ることを目標に、不登校児童生徒ゼロを目指していきたいというふうに考えております。

5点目の「ふるさと田布施を明るく、楽しい町に」との御質問です。

本町では、全ての町民がさまざまな形でスポーツにかかわり健康で生きがいを感じることで「生涯スポーツの町たぶせ」の実現を目指しておりますが、特に、手軽にできるウォーキングを「我が町スポーツ」と位置づけ、地域や関係機関と連携しながら、定期の大会を開催しております。また、スポーツ少年団や各種スポーツ団体等により、親睦や交流を目的とした近郷大会もたくさん本町

で開催していただいております。

このように、多くのグループや団体が笑顔で元気あふれる住みよいまちの実現に向けて活発に活動を行っており、本町としても、こうした活動や大会をしっかり引き続き支援をしていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（清神 清議員） 瀬石公夫議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 私の後援会のあなたの声をお聞かせくださいに出た問題で、大変19件という広い範囲に及びますので、本日はこの答弁をいただいたことを精査をさせていただいて、これから一つずつ4年間かけて、実現に向けて取り組んで行きたいとこのように思っております。

そうした中で、現在、今言われました福祉医療費助成問題でございまして、29年度から本町では小学校3年までの医療費の助成を実施するということが、先ほど答弁でございました。しかし、周りを見てみますと、この辺りは小学校までの義務教育期間までは無料化が多いわけでございます、その医療費等のその方向。全国的に見ると都市部では中学校まで無料化をしているところが多いので、今後のそういう子育て、子供さんを多く育ててほしいと、産んでほしいということがございますし、そういうことも今後考えてほしいということで、それをまず聞きたい。今後、そういうように拡充していくのかというようなことと。

そして、また高齢者の方でいろいろ歯が悪い、高齢になると歯が悪いのは当たり前でございます。ただ病院に行けないということが、非常に高齢者の方からよく聞くわけで、そういうことで高齢者の方々の歯科の訪問健診といいたまいますか、訪問診療等ができないか。よくラジオで今ごろはやっているわけです。なんか自転車でも歯科の訪問診療する先生がおって、非常に地域で喜ばれているというような話も聞いております。このあたりも町歯科医師会等のあれもございまして、今後、そのようなことを進めてほしいと思っておりますので、ちょっと答弁をよろしく願いいたします。

○議長（清神 清議員） 川添町民福祉課長。

○町民福祉課長（川添 俊樹君） 以前この制度を、子ども医療費の制度を導入するときに、いろいろシミュレーションをさせていただきました。瀬石議員言われるように、全国的に見れば中学校、それから小学校6年生までというのかなりあります。確かにそうですけれども、この近郊、柳井近郊は若干遅れ気味で、柳井市も平生町もまだ未実施ということで、県内では多くの自治体がそういう形で実施しています。

シミュレーションをしましたときに、医療費の一番かかる時期というのがございまして、小学校3年生までが約15万円程度1人当たりかかるということ。これは国の医療の統計を見て想定をしたわけですけれども、3年以降約半分近く減っていくということで、小さい子供はなかなか乳児を含めて早期治療が必要なんで、今、県制度で乳児医療を実施している未就学までの医療費というのは非常に効果があると思っております。それを市町がいかに拡充していくかということで、競争合戦みたいになっておりますけれども、町財政含めて総合的ないろんな観点から考えた結果が、一応、小学校3年生まででやるという結論を出しましたので、当分、この制度で実施をして、今後、言われるように状況を見ながら検討していくことになると思っておりますけれども、現時点では3年生までの、しばらく実施をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（清神 清議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 訪問歯科につきましてですけど、町内に今この訪問歯科を行っている医療機関はありません。しかし、近隣ですと、たしか大島か大島に訪問歯科診療を行っているところがありますので、ちょっと詳しいところは、また調べて、後日、資料を提供させていただきたいと思っております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 子供は政府もいろいろ子育ての充実ということは言っておりますの

で、全国的な流れを見て十分に対応していただきたいと思います。また、今の高齢化の歯科診療等については、よく歯科医師会とも話されて、ぜひそういうことが実現するように、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、教育長のほうですが、いじめ対策で先ほど週一回のアンケートというのがございまして、その週一回のアンケートというのはどのような形でやるのか、匿名、誰が書いたかわからんと、教室でやるとなんかわかりそうじゃから、全部を講堂に集めて書かすとか、いろんな方法があると思いますが、そのわからない方法でやれば非常に効果があるんじゃないかと、このように思っております。その辺をちょっとお答えと。

そして、もう一つは不登校の問題で、大分、私も一般質問を2年ぐらい前にしたわけですが、慶応大学とちょっと一緒に提携して知恵をいただこうというような答弁だったと思うのですが、そのあたりでいろんな対策を打ってこられて、1年生では発生していなんだろうということだろうと思うんですが、そのあたりのちょっと詳しいところを、よろしくお願ひします。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 関心を持っていただきましてありがとうございます。

最初のわからないという週一アンケートと申します。これは、もちろん無記名です。それで、やはり周りのものが気になりますので、何も書かないということではなくて、何かその中に、いじめにあったことはないかとか、いやな思いをしたことはないかとか、簡単な質問形式で二、三問答える、問うてそうしています。何かを書いて、とにかく手を動かすということで、じっとしていれば何もないということはありませんので、できるだけ気さくに書けるようにしたものを集めて、折りたたんで直接といえますか、人に見られないように担任のほうへ出すという形をとっています。十分そういうふうには、いじめられることを書いておるなということが、周りにわかるような形にならないように配慮はしております。

だから、それでいろいろわかったというのがありますが、これもなかなかそんなにあるわけじゃありませんので、ものすごくそれが大きな効果を上げているかというのと、やっぱり抑止力という形では、非常にいいなというふうには思っていますし、これ県下ほとんどで今進めている状況ですが、もうやめている学校もありますが、田布施町においては継続してずっと続けております。

2番目の御質問の慶応大学の研究所と提携というのは、現在、そこで主とやっておられる先生が独立して研究所を立ち上げておられます、慶応から離れて。それで、同じようにそういった情報を提供していただいております、その慶応でやられた一つのやり方が、今後、もうしばらくと思えますけど、全国へ無料でその調査ができるような発信をされるようには聞いております。

現在も田布施町については中山先生という方ですけど、よく御指導をいただいております、その調査も、今、小学校6年生と中学1年、2年、3年という形で実施しております、この年度末も子供たちが調査に応じてくれました。現在それを集計して小中でその子供たち一人一人非常に心理的に悩んでいるというふうにてだ子供については、また聞き取りをしながら小中で連携して、小学校のデータを中学校に持って行って、また中学校で引き続いて、その心理調査で出たものをまた分析しながら、子供や保護者とまた協議しながら未然に防ぐ、やはり通常の調査等で見えないような調査を目的とした調査、これは自殺防止を基本にした、もともとは心理調査でございますので、そういった調査から子供たちの我々に見えない部分を、未然に防ぐという調査を行っております、いわゆる実験校的な形でやらせていただいておりますけど、これが全国で普及すると、日本全国で非常にいい成果が出るんじゃないかなと、その橋渡し役を田布施町がしているということで、そういった大きな気持ちを持って、現在やらせていただいております。

こういったことも、今回の新1年生に出ているのかなと、小中の情報がきちっと伝わってきていることが、成果が出ているかなというふうには思っておりますが、分析はもう少しかかると思いますので、また今後、また機会があれば、お伝えをしたいというふうに思います。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 不登校の問題、義務教育でございますので、ゼロを目指して頑張りたいと、このように思っております。

それでは、次に、2点目の質問を行います。質問事項は「ふるさと産業を支え、地域の活性化について」です。答弁者は町長でお願いします。それでは質問をいたします。

後援会パンフレットで訴えた、ふるさと産業を支え、地域の活性化に関することについて町民の皆さんから投稿により7件の要望あり、対応をお尋ねします。

- 1、田布施駅前活性化を図る。
- 2、田布施駅から田布施農工へ抜ける道を広げて。
- 3、IoT社会追従のためのデータセンターの誘致。
- 4、役場隣接の公園の有効活用を。
- 5、活力ある田布施を、特に農業振興を。
- 6、観光振興に取り組んでほしい。
- 7、ケーブルテレビを通してください。

などの投稿があり、町民の皆さんが豊かに暮らせるふるさとのために、現在までの取り組み状況及び現状の分析を行い、真に活性化する対策が必要と思われるが、所見をお尋ねします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答え申し上げます。

ふるさと産業を支え、地域の活性化について、7件のお尋ねであります。

1点目の、田布施駅前活性化についてですが、本町の強みである山陽本線田布施駅の有効活用の検討がまずは必要と思います。その中で、閉鎖された田布施駅キオスク跡地の活用について、「田布施町まち・ひと・しごと総合戦略」の中で位置づけており、県内他市の活用されている事例を踏まえつつ、JR西日本と協議を行いたいと考えております。

2点目の田布施駅から田布施農工へ抜ける道の拡幅についてですが、まず、田布施駅から豆尾踏切までは平成28年末で設計及び調査等を終え、平成29年度以降の用地交渉を行い、その後、工事を着手する予定としております。

また、豆尾踏切につきましては、現在、JRとの協議中で平成31年度以降にJRの委託工事で拡幅する予定となっております。なお、豆尾踏切から田布施農工までは、団地開発により一部拡幅しておりますが、それ以降、道路沿いに家屋が立ち並んでいるため、当面計画はありません。

3点目の、IoT社会追従のためのデータセンターの誘致についてですが、近年、災害時の業務継続の重要性や、多発するセキュリティー事故に対する対策の高度化の観点から、多くの機関・企業においてシステムのクラウド化が進んでおります。

そのクラウド化を支えている一つがデータセンターです。データセンターはその性質上、高品質な通信回路、安定した電力供給があり、塩害や災害が少ない立地等が求められています。

本町におきましてはこの要件を少なからず満たしていると思われませんが、それに適した一定程度の面積を有する土地がない状態です。その一方で、大きな敷地を必要としないサテライトオフィスの誘致については、山口県のサテライトオフィスサポートセンターと連携しながら進めていきたいと考えております。

4点目の、役場隣接の公園の有効活用についてですが、役場隣接の公園とは詩情公園のことと推察されますが、その有効活用につきましては、「田布施町まち・ひと・しごと総合戦略」の中でも位置づけられており、平成28年度は「さくらまつり」をこれまでと場所を変え、詩情公園で実施しており、平成29年度も引き続き同じ場所で開催されます。

また、他にも広島都市圏での連携イベント「見ぬ友と心を結ぶのろしりレー」を詩情公園で開催しております。引き続き町として、公園としての規則を守りつつ、他に活用できる方策はないか検討し

てまいります。

5点目の、農業振興についてですが、現在、実施しております国営緊急農地再編整備事業の契機に、農地・農業のあるべき姿を明確化し、その実現のための方策として「田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「国営南すおうアクションプラン」の取りまとめを行いました。

生産振興、6次産業化振興、地域振興の3つの戦略プランを立て、その実現に向け施策の推進、支援に取り組み、農村社会の維持・活性化に貢献し、「ひと・もの・かね」が循環・拡大する持続可能な農村地域の実現を目指します。

6点目の、観光振興についてですが、本町の取り組みといたしましては、山口県と県内の市町で展開しております「やまぐち幕末ISHIN」及び「幕末維新やまぐちDESTINATIONキャンペーン」への参加や柳井地域1市4町及び周南地域1市3町での広域的な観光振興に取り組んでおります。また、圏域をまたいだ広島・宮島・岩国地域観光連絡協議会にも参加し、新たな観光振興に努めております。

最後に7点目の、ケーブルテレビの整備についてですが、以前からお答えしておりますように、多額の整備経費、整備後の保守・管理費用や現在、先行自治体で大きな課題となっている耐用年数経過後の更新費用の負担を合わせると、町財政を圧迫する大きな要因になることから、現状においては、ケーブルテレビの整備については考えておりません。

しかしながら、現在、民間ではインターネットを使用した多くのテレビ番組等の動画配信サービスが提供されており、このサービスを楽しむには光ファイバー網が必要になることから、辺地総合整備計画の活用も含め、民間光ファイバー網の整備を進められないか調査・検討をしております。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今ちょっとIOT社会追従のためのデータセンターの誘致ということでございまして、昔で言う、我々の年代じゃったら立石電機、今で言うオムロンですかね、それ勤めている方が言われた、帰ってこられたんですけど、その人は正月で帰っておられたんだと思います。その家庭の方が持ってこられたというふうに。ちょっと電話かけて聞きましたら、こういうことらしいです。IOT社会というのは、あらゆるものをインターネットでつなぐと、簡単に言えばスマートロックとか、家の鍵が全部わかると、そして、特に農業なんかについては、センサーで気温や湿度、土壌の状態などもみんな管理できると、パソコンで、インターネットで。

そうすると農業というのは特に、毎日毎日、手がかかるもんでございますから、ハウスなんか特に温度管理が大変だということで、そうすると自動的にやる。そしてリアルタイムにバスの時間もわかると、今どこを走りよるか、そうするとバス停で長く待って、この辺りはバスが少ないんですけど、都会だったらそのバス……。

そういうことで、そうすると、膨大な業務の量が要ると、そういうことで新しいデータセンターなんか地域でも田舎でも必要になってくるんじゃないか、将来はそういうことで、あんたらも、ぼあっとしとらんで、もっと勉強をせいということで、私も大分電話で言われたわけですが。そのようなことで、アンテナを高くしてこういうことも考えていただきたいということと。

さっきこれと関連しまして、今のことは今後よく研究するなら研究をどのように思っておられるか、まず答弁願って。ケーブルテレビなんですけど、これは今のIOTそういう新しい若い人がみんな求めているわけですが、ケーブルテレビは、これは民間が収益になるんだから、いわば加入したら何千円か払わんにゃいけん。工事費も要するというんで、無料でもうかるところだけは民間が無料でやってくれるということはないんですか、今、光ファイバーが出ておるんじやから、それを利用したり、その辺を答弁をよろしく願いたいと思います。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） まず、IOTの関係でございまして、今、国の段階で経済産業省

のほうはIOTモノのインターネットということで、さまざまな分野において開発をいろんなメーカーの方々と一所懸命研究されているということで、先ほども言われましたけど、産業の関係、それから健康・医療の関係、それから家や自動車の関係で、さまざまな分野でモノのインターネットというのがどんどん進んでいるということは官庁速報等で知っております。ですけど、その辺のデータセンターは必要というところまで、まだそういった情報をつかんでないというのが現状であります。

先ほども町長の答弁でもありましたけど、その誘致の場所、どれぐらい要るのかということもございまして、私どもも県のサテライトオフィス協議会に入っておりますので、そういったところと連携しながら、誘致活動をしていきたいというふうに考えております。

それから、ケーブルテレビの関係でございまして、民間業者がもうけるところは自主的に整備しようというお話は何回かありました。町長室でその業者さん来られて、話をしたということがございます。ですけど、それはもうかるところだけでございます。

だから、町の中心部のところだけは自分とこでやろうというところはありますけど、それをやって、後の周辺部のところは、当然やっていけないというところになってきますので、町長のお考えとしても、全町にそういったものを広げていきたいということがございますので、そのケーブルテレビの会社からすれば、そういうことは考えていないと。

隣の柳井市の事例でも、1期工事がいまだにまだ終わってないというような状況でもございまして、うちとすれば、まずは光ファイバー網の整備をどうにかして、広く広げていきたいというのが、今の当面の課題というふうに思っておりますので、町長の答弁にもありましたけど、辺地の総合計画をほかの今、小行司と竹尾でございまして、ほかの地区にも該当できないかというのを、再度、今、県ともやりとりをしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 先ほどの答弁じゃなしに、総務課長がIOTのことを御存知のようで、そういうことでよくアンテナを立てて、こういう田舎でも税収が上がり暮らせるようなまちづくりにしていただきたいと、このように思っております。

そして、今のケーブルテレビのことですが、辺地の総合計画の中等でやるということでございますが、民間が町の中央ぐらい、もうかるところだけは人口の多いところだけはやろうという、波野なんかにいくと相当アパートも建っている、町営住宅も7階の高層もあるということで、相当な人口がその辺に集中しているんじゃないかと思うわけでございます。いろいろ奥のほう上田布施・城南の奥の方を歩いてみますと空き家も多いということで、なかなかお年寄りも多いんで、なかなかケーブルテレビといっても、そのあたりは料金まで出してどうだろうかというような気もいたしますが、差し向き無料でやってもらえるものなら、そういう人口の多いところを、差し向き取り組まれてはどうかということを要望しておきます。

これについてちょっとまた委員会、一般質問等で今後、このケーブルテレビというのは非常に本当に皆さん言われるわけです、私ら歩くと。なんでないんかと。平生はある上関もある、柳井もある、光もある、田布施だけがないと、そういうことでこの問題については、また今後、私も一般質問等で詰めていきたいとこのように思っております。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

質問事項は、「安全で便利な住みよいふるさとの実現について」です。答弁者は町長でお願いします。それでは質問をいたします。

後援会パンフレットで訴えた安全で便利な、住みよいふるさとの実現に関することについて、町民の皆さんからあなたの声をお聞かせくださいの投稿欄に7件の要望が寄せられ、対策をお尋ねします。

- 1、主要道路で暗いところがあり、危険なため外灯を取りつけていただきたい。
- 2、防災対策が遅れている対策を。

3、空き家対策に取り組んでほしい。

4、県道の拡幅と歩道の設置を。これは岸田交差点から光方面の約500メートルのところを特に言われているわけで、県道、特に歩道の整備は安全対策のために全般的にしてほしいということでございます。これは岸田交差点から光方面の500メートル、特に本当に道のへりを歩いても怖いような状態でございます。その家に行くのにはどうして行こうかと、ちょっと躊躇するようなどころもございまして、現場を見て、歩道等を県のほうに要望していただきたいと、このように思っております。

そして、5番目に、平生町行のバスを通してほしい。

6、防災無線が聞こえない。これは城南の奥のほう犬田の奥の方のあたりでございます。

7、買い物支援、車による巡回販売に財政的援助をなどの投稿があり、町民の皆さんが幸せに暮らせるふるさとのために、現状を把握し今後の対応・対策は必要と思われるが、所見をお尋ねします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。

安全で便利な、住みよいふるさとの実現と対策について7件のお尋ねであります。

まず、1点目は、主要道路で暗いところがあり、危険なため外灯を取りつけてほしいとの要望ですが、県道につきましては、街路照明設置を県へ要望いたしますが、町内の多数の県道改良を行っており、また、街路照明につきましては交差点部で多くの歩行者がいる箇所が対象となっております。

町道につきましては、街路照明設置の予定はございません。防犯灯につきましては、従来より、自治会での設置をお願いしており、町は設置経費の半額を補助しております。また、自治会の境や人家が少ない通学路等で設置が進まない箇所については、平成28年度は宝くじ事業の財源を活用して10基設置したところでございます。

2点目は、防災対策についてですが、防災の対策は、町の減災、応急・復旧対策を適切に定め、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する観点から、山口県防災計画や田布施町地域防災計画、また、今年度策定しました田布施町業務継続計画（BCP）などがあります。災害は、いつ起こるかわかりません。防災対策はここまでやればよいというのではなく、限られた予算の中でできることからやっていき、今後、起こり得るであろう、災害等に備えていきたいと考えております。

3点目の、空き家対策についてですが、今年度、空き家対策の推進に関する規則を制定し、その規則により、今年度特定空き家対策等協議会を2回開催し特定空き家を決定しております。今後、この特定空き家の所有者への助言・指導等を行うとともに、特定空き家除却推進事業補助金交付要綱も策定し、平成29年度に1戸分の予算を計上しております。来年度以降も引き続き、空き家の詳細調査、特定空き家を決定し、助言・指導等を行い、さらに空き家対策として啓発用チラシを固定資産税の納付書に添付し周知してまいりたいと考えております。

4点目の、県道拡幅と歩道の設置についてですが、県事業により下田布施・大波野・波野・麻郷地域を中心に整備をされており、県も限られた予算の中で県道改良に鋭意努力をされております。本町としましても県知事要望等を引き続き継続してまいります。

5点目の、平生町行きバスについてですが、御要望の詳細がわかりませんので、お答えしにくいこともありますが、バス路線の新設につきましては、バス事業者及び運輸局等と協議が必要となります。

6点目の、防災無線についてですが、本町の防災行政無線は平成24年から26年までの3カ年でデジタル化への更新工事を行い、現在、町内に親局1基と屋外子局40基を整備、運用しております。

お尋ねの聞き取りにくい場所への対応ということでございますが、防災行政無線は町民の皆さんへの情報伝達をするための中心的な役割を担う設備であります。しかし、防音環境等が整った住宅で窓を閉め切った家の中まで音声が届くようにすることや、スピーカーから距離がある住宅まで音声を届かせるのは困難であり、また、地形や建物の配置、風雨などの気象条件により音が遮られていることなどや、山びこのように、音声反響して音声を聞き取りにくい場合などさまざまな要因により、防

災行政無線で全ての世帯への情報伝達をするのは限界があると考えております。

町から放送する内容は、できるだけ簡潔に聞き取っていただきやすいように工夫して放送しておりますが、聞き取りにくかった場合には、放送した内容をもう一度音声で聞くことができるテレホンサービスもありますので、御活用をお願いしたいと思います。

また、田布施町メール配信サービスでも放送した内容や防災・防犯情報、気象情報、町からのお知らせ、イベント情報、子どもの子育て応援情報など、希望されるメニューに応じて情報を発信しておりますので、ぜひ登録をいただき活用いただければと思います。

7点目の、買い物支援、車による巡回販売の財政的支援についてですが、現在、町社会福祉協議会が買い物送迎サービスを行っております。さらなるサービス向上と周知を行い利用促進に努めてまいります。また、現在では、民間サービスでも既にいろいろな巡回販売や宅配サービス等が行われており、巡回販売への財政的支援は考えておりません。

以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 3番目の空き家対策ですが、この私もいろいろ歩いて、私の部落でも5軒ぐらい空き家があるわけですが、立派な家も空き家になっているということで、この空き家というのは、現在把握されているんだろうかということで、自治会長さんなんかで聞いたらできるんじゃないかと思うんです。

そして、空き家バンクの登録は何件されているかという、そのあたりで地域もいろいろ道普請も困る、葬式も困る、何もかも地域みんな限界集落といましようか、特に、我々の瀬戸自治会は51.9%ぐらいの高齢化率でございまして、空き家等にいろんなところから入っていただき、活性化をしたいという強い思いがあるわけですが、このあたりどのような状況か、もしかわかれればお知らせして。

○議長（清神 清議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 平成27年度に自治会長にお願いいたしまして、空き家の抽出をお願いしております。約240戸程度でございまして。それは調査しております。今年平成28年度に実際に道路のすぐへりに家がございまして、それが倒壊すれば、多々の通行した車とか歩行者の方に御迷惑をおかけするような箇所を抽出いたしまして、7戸程度を調査しております。それを空き家対策協議会のほうに審議していただいております。

以上が、大体、空き家についてですが。

○議長（清神 清議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 空き家バンクの登録ですが、最近かなり相談等ふえて、今、相談件数は10件ぐらいありますが、正確にバンクに登録しているのは、今、4、5件だったと思っております。それをまた利用されて、空き家バンクのほうに来られた方も、今3件ぐらいあって、今、交渉中のももあります。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 241軒ぐらい空き家があつて、空き家バンクの登録ということで、これよく相談されて1件でも空き家バンクに登録するように増やしていただいて、この空き家の有効活用というものに努めていただきたいと思います。そうして、いろんな人が入ってこられると、やはり地域の活性化にもなるんじゃないかと思っております。

そして、先ほどの買い物支援、車による巡回販売に財政的支援をとというのは、これ麻里府の見田団地のあたりには売りに来られるみたいで、車が麻里府地区はJAのスーパーもなくなってきておられるわけですが、それに車に積んでものを来られるということで、だけど、なかなか利益が上がりません、そうすると車の購入費のそういうことをする人にちょっと財政的支援でもできないかと思ったわけですが。

これは民間で儲かるよう、なかなか儲かるのが難しいということでございますが、これは経営努力でやってもらうということになるのかなとも思いますが、行政のほうも、そういう業者さんがおられるのなら、平生のほうにもそういう業者がおらるということがございますので、地域からこういうことが申し込みがありましたら、そのほうとも連絡を取って、向こうのほうで要望があるから行かれてはどうかと、そのようにされたらいいんじゃないかと思っております。

この巡回販売に、これは城南地区でちょっと聞いたわけなんです、今、先ほど町長が言われた買い物送迎サービス、なかなかそうは言っても、そこまで出られん人もおるわけ、家で杖を突いて、そういう方がいろいろ申込書に書いて買い物をするみたいなのもあるらしいけど、もう年をとると、それに書くのも目が見えんとそういうことで、非常にものが持ってきてもらうと、そこらへんで周りの人とのコミュニケーションにもなるし、私も昔人間でございます。物を見て買いたいという方も非常に多いわけで、この辺りは真剣にちょっと今後考えていただきたい。

私もちょっとこれから4年間勉強をさせていただいて、そういうのが町中に回るようにしたいと、このように思っております。できれば、平生、上関も同じような状態であらうと思っておりますので、そのあたりとも連携をもって巡回販売等ができればということも視野に入れて、今後、検討していただきたいとこのように思っております。

項目がいろいろと多かったわけでございますが、このように町民の方からいろんな要望を受けました。そういうことで、行政の究極の目標は一人一人の住民を幸せにすることで、個人の幸せとは無関係に行政を進めることはできませんので、行政の究極の目標は一人一人の住民を幸せにすることで、個人の幸せとは無関係に行政を進めることはできないということでございますので、この問題に、私はこれから取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清神 清議員） 以上で、瀬石議員の一般質問を終わります。

○議長（清神 清議員） ここで、暫時休憩にいたします。再開は、11時15分です。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

○議長（清神 清議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、西本篤史議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 通告どおり、2件の質問をいたします。どちらとも一問一答、どちらも町長、お願いいたします。

最初に、救急・消防の広域化は可能かという御質問でございます。

昨年暮れ、小行司地区で住民が倒れ、救急車を呼んだがなかなか来なくて、近くまで来たが、家がわからずうろうろしました。ほかの住民が誘導して、ようやく家にたどり着きました。救急車に乗せられて、柳井の周東病院に搬送をお願いしたところ、道がわからず、時間がかかってようやく到着いたしました。その後、その方は亡くなられたと聞いております。もう少し早く到着すれば助かったかもしれないと地元住民の方はおっしゃっております。

この話を聞きまして、私のほうもいろいろ対策をいたしました。聞きました次の日に、県庁の広報広聴課の防災危機管理課長宛てにメールを送りましたところ、次の日に、光消防のほうから連絡がございまして、ちょっとお話したいということで、私が出向きまして、光消防へ行ってきました。そのときにお話し、対応された方が、光地区消防組合消防本部警防課長消防司令の方と光地区消防組合消防本部警防課救急係長消防司令補の方2人と私3人でいろいろお話をいたしました。

まず、救急車がなかなか来なかった理由、これを聞きまして、当日城南の救急車が出払っていったために、光中央から来たためにちょっと手間取ったと聞いております。だけど、時間的に光消

防、中央から来た場合、道がわかれば大体30分以内に到着いたします。しかし、小行司地区の方に聞きますと、早くて30分、遅いときには1時間半、救急車が来るのに時間がかかるというふうに聞いております。

今の時代、光消防指令室、またカーナビとかございまして、住所を言えば、いますぐ家まで到着する時代でございます。それにもかかわらず、救急車が道がわからず到着が遅れたと聞いております。これはちょっと消防隊員の日ごろからの訓練不足ではないですかと聞きました。光消防には、隊員はいつも訓練、教育しているということで、そういう答えでございました。

小行司地区の方が言われますと、柳井地区から、柳井消防から来れば、15分あれば救急車がやってきます。なぜできないのか、ということを経元の住民の方はおっしゃられております。

今、民間業者の「さすがの早助」とか、いろいろサポート業者もございまして、早助に、例えば救急を呼んでも、早助のほうから光消防、こちらへ電話があつて、管内の消防署、それから派遣されるようで、やはりあいつ業者に頼んでも、柳井地区からの消防は来ないと聞いております。

次の日に、今度は県の山口県総務部消防保安課の方からメールがまいりまして、今の消防救急案件、この件についてお答えをいただきました。

「消防の責任は、各市町村が負うことになっており、他地区からの救急出動は困難です。平成6年以降、市町村消防の広域化が推進されており、本県では、宇部・山陽小野田が広域化の事例となりますが、現在、光地区消防と柳井地区消防が合併するような予定は何っておりません。現状において、柳井から小行司地区へ救急等が出動するためには、光地区消防が柳井地区消防に対して、応援協定による出動を要請する必要があります。出動要請は、各消防の判断で行われますが、一般的には大規模事故で、責任消防管内の救急車等が出払っている場合等に行われるものであり、通常の救急対応で出動要請を行うことはないと聞いています。したがって、市町村合併、あるいは地区消防の合併により、小行司地区が柳井の管内とならなければ、通常の柳井からの救急出動は困難ということですよ。」という御回答をいただきました。

その後、ちょっと町長のところにお話しする機会がございまして、こういったことをお話ししましたところ、以前は協定を結んでおつて、柳井地区からも、こういった消防、救急が行きよつたということを知りまして、再度広域化、これをしていただきたいと思っております。救急に限らず、消防、火事があつても、大波野地区、尾津地区にしても、光地区から消防車が来ると大分時間がかかります。柳井消防から来れば、町内の東部、短時間で到着すると思われまので、その辺をちょっとお願いいたします。町長、お願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 西本議員さんの質問にお答え申し上げますが、まず最初に、西本議員さん今言われました、以前、消防協定結んでいたよというふうに言われましたが、多分私が話したことと勘違いだろうと思うんですが、以前、あそこで小行司の方が山の木を切りよつて、木に挟まれたと。けがをされたと。何人かの議員さんは知ってらっしゃるかもしれませんが、おられるんです。その当時1回話があつた件を西本議員さんに話したので、多分、そのことで協定を結んじよつたんじゃないかなという御理解されたんじゃないかと思ひますが、協定は結んでおりませんので、一応改めて御報告します。

それでは、お答え申し上げますが、昨年12月にあつた、小行司地区での救急車の遅延等に関連して、小行司地区などの柳井市と近い地域は柳井市と消防の応援協定を結んでは、とのお尋ねです。

議員が言われるとおり、消防の管轄は、行政区で区切られているため、通常の消防・救急対応で出動要請を行うことはできないものと私は理解しております。県では、平成19年3月に、市町の消防の広域化を推進するため基本方針が定められ、消防力等の現状及び広域化のシミュレーションが行われ、平成24年度を目途に消防の広域化を図るとされたところであります。

その後、さまざまなケースを想定し、シミュレーション、比較調査等が消防関係者だけではなく、

市町も含め行われましたが、具体的な効果が見つけ出せず、広域化は困難という結論となり、消防広域化の話ありませんし、その予定もないと聞いております。

また、以前に協定を結んでいたとお話ですが、先ほど申しましたように、柳井との協定を結んだことはありません。小行司地区の方の思いもわかりますが、しかしながら、先ほど説明したとおり、あくまで責任消防管轄は行政区単位でございますので、応援協定では難しいと考えております。

なお、このたびの救急車の遅れに対しては、今後、光地区消防組合として、隊員への現場到着時間の短縮などの訓練や周知等をさらに実施されるものと思っておりますが、町としましても、消防力の効率化を図りながら、町民の安心安全を進めてまいりたいと考えております。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） ありがとうございます。ちょっと私も勘違いいたしまして、昔は協定を結んでおったとちょっと勘違いいたしました。失礼しました。

まず、光消防組合運営負担金、これは当然田布施町払っておるんですけども、大体2億2,000万円払っております。先日、議会事務局長とお話しましたら、うちのお父さんもママシにかまれて救急車を呼んだら来んかったちゅうて。あんだけ負担金を払うてから、来ないちゅうのもちよっとおかしな話で。

救急車ちゅうのは、読んで字のごとく、急いで救うと書きます。呼んで来ないちゅうのはおかしいし、遅いのはおかしいし、その辺ちょっとどうお考えでしょうか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 光消防に関しては、私ども、議員も私も一応消防議会のほうに参加しているなことを話しております。先ほど質問いただきました中に、非常に、今の時代に電話1本で済むその場所が察知できるのかということです。

先般、光の消防署に行かれたらあったかと思うんですが、あそこは全部今町内、小行司地区はちょっと確認してないんですが、光と田布施においては全てこの中に入っております、電話1本入ったら、どこそこというのがすぐわかるように、多分出ているはずですよ。シミュレーションの中で、多分ですから、以前とは大分よくなりました。これも、何年か前にやったことで、最近では、そういう点で遅れてしまうとか、行かないとかちゅうことはほとんどなくなっているんですが、今回のやつはちょっと精査してみないとわかりませんが、小行司地区についても同じように、それは入っていると私は認識しちよったんですけど、確認しておりません。また改めて、光消防のほうへ確認をしっかりとってみたいというふうに思います。

ですから、救急要請をして来ないというようなことは決してあってはならない。今は、携帯電話でも、救急要請したら、そこはすぐキャッチできるように消防はしっかりやっております。ですから、携帯電話やったらどこかわからんじやろうが、と言うたら、それも全部GPSか何かで調べながら、発信したところをキャッチしながら対応するんですよという話をちょっと聞いたことがありますので、私もちょっとその辺は専門的でないのでわからないんですが、対応してやっているということです。

以前、ママシの件もちょっとされたんですが、その当時がいつやったかちょっとわかりません。よいよ、この消防広域で一番最初に確か昭和40、50年ごろじゃったろうか、「八海で事故やったら光に連れていかれるんといや」というような話があって、そねえな救急車でどうするんか、八海で事故やったら周東に行きや、ものの10分もかからん、5分もかからん。光のほうに連れて帰られたら30分も40分もかかるじゃないか。そのような消防広域的なことがあってなるもんか、とやかましく言うた記憶がある、私に。それが本当じゃったかどうかはわかりませんが、そういう話があった。

ですから、多分西本議員さんが言われたように、実際には、消防も本気で対応しているんですが、行かんちゅうことが仮にあったら、これは大変な問題ですから。昔、一時、病院回しちゅうのをやって、受け入れてくれんけえ、救急車がくるくるくる何度も病院回ったとかちゅうような新聞沙汰になったことがあります、今はそういうことがほとんどなくなっているという認識を持っております。

すし、光消防の会議でそういう話を聞いたことはないんで、万が一あれば、必ず申し入れをして、対応していかなければいけないというふうに思っています。

それと、お答えした広域の問題なんですが、数年前に広域圏を山口県5群、5つのブロックに広域化してやりますという話があった。田布施等は、広域圏問題は問題がありまして、消防は光におるのに柳井につきなさいと言われて、ちょっと待ってください、光と周南地域での消防一括が、何で田布施だけ柳井にばっと外されるんですかと。うちは、これまで何十年ちゅうて光広域圏、光消防にお金を払っているのに、その分を全部返してくれるんなら柳井にしますよちゅうて1回話したことがあるんです。ところが、それは、うちだけの問題じゃなくて、よそもいっぱいあって、急遽山口県の広域化、5ブロックの消防広域化が御破算になって、前に進まなくなったという状況であります。

ですから、やはり県の消防全体の考え方としては、そういった飛び地とか、あるいは辺地とか、近いところは対応できるような対策の仕方ちゅうのは、今後我々も消防議会に対して、あるいは県に対して、対策、対応を申し入れていかなきゃいけないなという気持ちは持っています。

今回、御提言いただいたんで、その辺も話しながら、これからの会にはそういった話も出せるように、努力していきたいというふうに思っています。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 県内5ブロックということで、警察は1ブロック、県内ならどこでも出動できるというふうになっております。こういった消防も1ブロック、これで、どこでも行けるような枠組みを今後町長も県に対して提案していただきたいと思っております。

続きまして、次の質問に行きたいと思えます。

続きまして、ふるさと納税、寄附金の活用方法はということで御質問いたします。

平成20年度から始まったふるさと寄附金制度は町の活性化につながります。4年前、町の返礼品は田布施町史1つだけでした。現在、インターネットでちょっと調べましたら、全部で53品目になっております。年々上がりまして、4年の間に53品目、すばらしい効果だと思っております。ホームページの活用、支払い方法の改善の結果、年々寄附金額が上がり、町の商品が売れ、活性化につながっております。

平成28年度、総務省が全国自治体にアンケートを行った結果、使い道のトップは教育、次に子育て支援でございます。田布施町の回答、総務省からのアンケートが来ると思いますが、この回答はどうであったか。また、寄附金額、今年度と言うのかな、昨年度寄附金額、これはいくらであったか。また、活用する事業、この辺の詳細、これをちょっと御質問いたします。お願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

御質問でございます総務省のふるさと納税に関する現況調査は、平成28年5月に実施され、本町のふるさと納税の充当額が多い順は、1番で教育、2番で健康・医療・福祉、3番で環境という回答を行っております。

また、本町のふるさと寄附金については、寄附時に、寄附金の使途ということで、ふるさと寄附金を充てる事業を寄附者が1つ以上の選択ができるようにしております。

その中で、総務省調査に回答した平成27年度の実績につきましては、寄附人数37件、寄附金額233万1,000円となっております。寄附金の使途は、昨年9月の町広報でお知らせしておりますが、寄附金を充てた主な事業は、図書館関連整備事業、高齢者いきいき館事業、花の育苗事業等になっております。

なお、使途指定件数につきましては42件となり、寄附件数より多くなっておりますが、これは寄附1件につき複数の使途を選択された結果によるものでございます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（４番 西本 篤史議員） ありがとうございます。２３３万円と言われましたか、これは寄附金額ですね。これに対して歳出、いくら観光協会の委託手数料とか、あとは業者に対する支払いとか、それを差し引いた場合、実際、どれぐらいになるんですか。

○議長（清神 清議員） 総務企画課長、亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 大体おおよそでございますけど、今寄附に対する返礼品の金額につきましては１５％で今やっております。新年度からにつきましては、ちょっと変更をしたいというふうに考えております。手数料につきましては、１件１，０００円ということでやっておりますので、大体２割弱が手数料や返礼品という形になっております。

新年度につきましては、手数料が少なくなった分を返礼品のほうに回していこうという予算で今組んでおります。

以上です。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（４番 西本 篤史議員） ちょっとまた予算書を見よったら、平成２９年度ふるさと寄附金の変更点ということで、観光協会委託手数料、今まで１，０００円じゃったのが、今度２９年度は５００円、半額にされますけども、これは何か理由があるんですか。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 既に議会等でも御報告させていただいておりますけど、今、楽天とかヤフーとか、その辺のインターネットを使ったものをやっておりますので、そういったもので手数料自体というのが、こちらからの発送というのが少なくなっているというのもございまして、手数料を半減ということで御理解をいただきました。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（４番 西本 篤史議員） なら、ヤフー、楽天、こっちのほうにも手数料は当然払わんにやいけんわけですね。差し引いたらあんまり変わらんと。全体で、パーセンテージでいけばですね。わかりました。

今回５３品目になったわけですが、町内業者だけに限らず、ほかの業者もちょっと入っているように思うんですが、全て町内業者ですか。この町内業者の５３品目あって、全品目業者行き渡っているような状態ですか。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） ２８年度から、観光協会を通じまして、返礼品の募集参加業者を公募という形でやっております。私の認識としては、町内業者で全部やっているという認識でございます。

２９年度につきましても、今、その返礼品の金額変更等で参加の声かけをしているというような状況ではございます。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（４番 西本 篤史議員） 最後に、本来、ふるさと寄附金というのは、田布施町外の方がふるさと田布施に対して寄附しようというのが本来の目的と思うんですけども、町内の方が自分の田布施町にふるさと寄附金をしたいと、そういうことも可能なんではないでしょうか。あと、年末調整の控除の手続とか、あの辺もあると思うんです。寄附したらそれだけ控除になるわけですから。その辺もあわせてお願いできますか。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） ふるさと寄附金、寄附金をしていただきましたら、その所得の控除の証明書みたいなを出します。それにつきましては、今言われるように町外の方が、そういったふるさとをとということで応援しようということでもありますが、町内の方につきましても、ふるさと寄附金はできますので、そういったことで町内のほうにもPR等を私たちがしているというつもりでは

ございます。

1件1件、その分について所得の控除証明というのを最終的にお送りして、確定申告の際に出していただくという形になります。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） このふるさと寄附金、田布施の財政のためにとっても役に立っております。また、業者の方にも、たくさん寄附が入れば、それだけ商品が売れたり、活性化にもつながっております。ぜひ、町内外にインターネットを利用して、発信して、もっと多くのふるさと寄附金を集めていただきたいと思いますと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） 次に、河内賀寿議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問をいたします。

質問事項は、ボートレースチケットショップ、オラレ田布施の営業状態は、ということで、答弁者は長信町長で、一問一答でお願いいたします。

昨年12月10日、ボートレースチケットショップ、オラレ田布施が営業を開始してから3か月になります。売上金の2%は町に入るということなので、末永く繁盛してもらいたいのですが、営業状態はどんなのでしょうか。事前予想では、1日の売り上げ200万円として、掛ける360日で7億2,000万円が年間売り上げとなり、その2%だと1,440万円が町に入る計算になるとのことでした。

私も、この質問をするに当たり、ここ最近、何度も駐車場の様子などを見に行ってきました。土日は満車、平日も40台以上駐車しているのはざらで、表面的には大変はやっているようですが、いかがでしょうか。

また、建設前に反対する人からは、暴走族のたまり場になるなど、環境悪化を指摘されていましたが、実際にそういうことはあったのでしょうか、お聞きいたします。お願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。ボートレースチケットショップ、オラレ田布施の営業状況についてお答えします。

オラレ田布施につきましては、地元浜城自治会の同意及び米出工業団地の企業や町議会の御理解を受け、昨年12月10日にオープンいたしました。営業開始以来、予想以上の売り上げを続けております。

計画では、売り上げ目標額は1日平均200万円、利用者目標数は1日平均200人でありましたが、12月10日から今年2月末までは、売上金額は、目標の3倍を超える1日平均約615万円、利用者数も、目標の3倍の1日平均610人で推移しております。オープンから好調を維持しております。

次に、建設前から懸念されてきました環境悪化についてのお尋ねであります。

地元自治会の説明会などでも、治安・風紀問題、交通問題、ごみ問題などの御質問を受けておりましたが、治安・風紀問題では、防犯灯や防犯カメラの設置を行い、警察OBの警備員を配置し対応するなど、大きな問題は聞いておりません。

交通問題では、出入口付近に交通整理員を配置して対応しておりましたが、予想以上の利用者となっているため、隣接の町有地や民有地を利用し、臨時駐車場として対応しております。

しかし、米出工業団地の会社より、従業員の通勤時にオラレ田布施利用者が出入口より出る際に危険な状況があったことを聞き、周南市に連絡してすぐに交通整理員の増員で対応しております。

残る問題としては、国道出入口に信号機がないため、事故が起こる可能性が強くなっていることで

あります。

計画段階から地元住民や団地内企業から信号機設置の要望がありましたので、平成27年6月29日付で柳井警察署に信号機設置要望書を提出しておりますが、柳井警察署は、オープン後の状況を見て判断しておりますので、引き続き現状を見ながら、柳井警察署と協議してまいりたいと考えております。

ごみ問題につきましては、オラレ田布施の周りにフェンスを設けるとともに、清掃を行う従業員やごみ回収ボックスを配置するなどの対応をしてオープンいたしました。これまで数件の苦情の御連絡をいただいておりますので、すぐに周南市に連絡を行い、対応を行っております。

これらの問題は、周南市との協定書に記載してあります地元自治会の代表者、周南市、田布施町の3者で構成します浜城環境委員会で協議をするとともに、3者が協力して対応してまいります。

以上です。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 大体において聞いて、非常にいいことづくめで大変いいことだと思うんですけど、私もいろいろ行って見て非常にはやっているなと思ったんで、200%ぐらいかなと思ったら、3倍の300%というのは本当にちょっと驚いた次第でございます。

前に、視察で阿知須に行ったときに、5年間、毎年200%ずつになっていますというのは聞いたことがあったんで200かなと思ったんですが、ちょっとすごいですね。それが何年も続くかどうかかわからないので、まだオープンの特需みたいなことになっているかもしれませんから、できるだけこのままだやっていただければと思います。

ごみ問題についてとかも、今、もし言われてもすぐに対応されるようにすごく、何事もすごく俊敏にされているみたいなので問題ないし、私も実際に見に行くと、非常にきれいにしているなというのが思った印象なんですけど、さらに売り上げを考えるとどうかなと思いますけど、飲食店の中に移動式のたこ焼き屋さんがあるとか、それからもうちょっとすぐ外のほうで飲食やりたいとかいうような、そういう飲食絡みなので、ものすごくやったら儲かるだろうと踏んで、誰かそういう感じのことを要請されるようなこととかがあったらお聞きしたいなと思うんですけど、飲食について、そういう点はありますか。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 当然、そういった話というのは出てくると思います。オラレ田布施の中には、自動販売機で飲み物、パン程度の軽食という形で、そのほかその従業員さんも含めて、近くのコンビニ等を利用されているということでございます。

近隣でということになったら、その隣の町有地のところがございまして、そこは今、先ほども予想以上に多いという中で、そこを臨時駐車場というところで貸し出したりということで、維持管理についても周南市のほうできちんと草刈り等やってくれということで今対応しておりますので、その飲食のところについては、お話がございまして、今周南市とも協議を行っておりますけど、なかなかちょっと今のところオーケーというのが出せていないというのが現状でございます。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） その辺はおいしい形にいただければと。逆に、警備の人とちょっとお話したんですけど、昼に自分のおうちに食べに帰ったりするんで、ちょうど駐車場のスペースがあいて、次の昼の方の車が入りやすくなって、すごい循環というか、そういうあれもいかな。なかなか以外に食べる場所がないのも正解なのかもしれん、というような意見もあったので、飲食という点に関しては、いろいろ良し悪しがあるんだなと思ったのは実感ですので、どうかかなと思ってちょっと聞いてみたんですけど。あとは、周りのコンビニの方にも聞きましたけど、やはり売り上げアップでいいそうでした。

そして、このままいい感じでヒットして、町の財源にもいい感じでいい収入になればいいなとは思

いますが、これがこのまま3年、4年いい感じで大成功で終わる実績があった場合、話はちょっと早いかもしれませんが、またほかに競馬なり何なり、こういった施設の要請なり何かあったら、ちょっとまた乗ってみようかというような感じのことは……。こういうのはちょっと話的には早いと思いますが、どう思われますか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 柳の下にドジョウが2匹ぐらいいればいいんですが、それはわかりません。また、そういうことが可能かどうかもちょうとわかりません。

御承知のように、オラレ自体を受けたときも随分苦慮した経緯がありますし、そういう話は、また田布施のほうで聞いて、近隣でも出るかもしれませんが、うちとしてはこの状況がどう続くかをしっかり見極めながら、将来に向けてもっとしっかりとした運営をしてもらうこと、これを周南市にお願いをするという状況だろうと思います。

先般、周南市の木村市長から、お会いしたときに、田布施町さんのおかげで全国一の売り上げになりました、と言うて周南市長さんはボートレース協会から表彰されたと私に礼を言われましたけど、その礼だけで終わっていますので、どういう内容か知りませんが。確かに、すばらしい売り上げを上げているという気はします。これは、ええ方向に進むことを願ってやみません。ですから、将来についてはまだ考えている状況ではありません。こういう状況でございます。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 今のは、将来についてのことでございますので、それ折々だと思います。

今聞いた中で、大体ほとんどいい方向で進んでいるような話でしたので、よかったんじゃないかなとは思いますが。先ほどの環境悪化についても大丈夫みたいですので、また何かあった場合には迅速に対応されるみたいですので、本当にこの話はいい形で今進んでいるんだなと思います。

今後もそういう形で続いていけばいいなと思ひまして、これで私の一般質問を終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） ここで暫時休憩をいたします。再開は13時30分、午後1時半からでございます。

なお、議員の皆様は、この後すぐに写真撮影をいたしますので、第2委員会室・議員控室のほうに移動していただきたいと思ひます。

午前11時55分休憩

.....

午後 1時28分再開

○議長（清神 清議員） 次に、國本悦郎議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） ちょっと前置きが長くなりますが、聞いていただきたいと思ひます。

質問方式は、最初は一括質問一括答弁、2回目より一問一答でお願いします。質問事項の1と2は長信町長、質問事項の3は尾崎教育長をお願いいたします。

今住んでいる麻里府の地に移住して6年になります。さらにさかのぼれば、退職後を見越して、今住んでいる畑つきの古民家を購入してからとなると、15年になります、さらにいえば、私のおやじは国木の出身です。ルーツは田布施です。

週末農業を楽しみ、退職後は悠々自適の老後を夢見ていました。その夢も、東日本大震災の福島原発事故により、上関原発予定地の埋め立てが中断してから一変しました。上関町が、なぜそんな危険な原発をまちづくりの柱に据えることになったんだろうかと考え、私は、それはまちが疲弊したからだという結論に達しました。そうすると、田布施町は、財政事情がワースト3に入ります。形を変え、いつそんな問題が起こらないとも限りません。

過疎化が進み、小学校の廃校が取り沙汰される麻里府の地から、田布施町まちづくり研究会を立ち上げ、人と自然が循環するまちづくりを基本にしたまちづくりをすることにしました。それから5年間、田布施町まちづくり新聞の発行を始め、ボランティア活動など数々の活動と色々な提言もしてまいりました。イベント情報など、田布施の「いいね」も発信してきました。

まず、地域が寂れないよう人が循環するまちにするには、小学校を廃校にはならじと花壇に植える花の苗を年2回、それぞれ土との交換で1,000ポット以上提供してきました。おかげさまで、教職員のかん水などの世話もあって、県の花壇コンクールでは、3年連続して県知事賞を得るという快挙をなし遂げました。少しでも児童数をふやそうと、東京から1家族、私の住む中郷に移住者として迎えました。

しかし、教育委員会は、保護者や地域の同意なくして廃校にしないと言い続けてきたものの、2年半前、突如として入学生が入らないという事態になってから、廃校の準備期間も整わないまま、保護者の同意を取りつけて廃校を決定してしまいました。こういった人と自然が循環するまちづくりにとってマイナスの要素となる施策をとるには、それを補うだけのプラスの要素を同時に打ち出す必要があるように思います。それが、行政に携わる者の義務だと思っています。

マイナスの要素だけを提示するだけなら、まちが疲弊していくのは必至です。いくら健康寿命が延びたとしても、新しい血が入り、人が循環しないと、いずれは限界集落となり、集落は消滅してしまいます。人がいなくなれば竹が繁茂し、葛が山を覆い、自然は荒廃していきます。そして、自然が荒廃すれば、そこが鳥害獣のすみかになってしまいます。その結果、大きな財政負担としてはね返ってくるのはわかりきったことです。

今の麻里府地区の現状を見ると、私が移住する前から医者がいなくなり、一番近くにあった麻郷地区の小泉医院が廃業して何年になるでしょうか。5年前には、JAのコープと事務所が撤退し、地区から店は全部なくなっていました。そのコープには、佐合島や馬島、その島民も利用していました。不便になったという声も聞きました。

2年前には、先ほど述べましたように、どうにか地域の支援もあって持ちこたえていた麻里府小学校も突然廃校となり、人が循環する一番必要な要素が全てなくなったと言ってもいい事態になってしまいました。その後は、小学校廃校と時を同じくして、近くの金竜食品の倒産、上組の岩石採取場跡地に産業廃棄物の処分場建設の話も持ち上がりました。予想どおり、そういった事態になってくるとさまざまな問題が持ち上がってきます。産業廃棄物の処分場建設は、麻里府地区全体の問題として、麻里府の水と命を守る会を結成し、建設を断念させていますが、これから先、いつそのような問題が持ち上がるかどうかは、これからのまちづくり如何にかかっています。

麻里府地区では、そのほかにも公民館の移転、旧麻里府小学校の跡地活用、地区民の高齢化、空き家対策、里山整備、国道から漁港への狭い道の解消等々解決すべき問題は山積しております。

総務企画課に聞きましたところ、昨年度、麻里府地区の振興という名目で200万円の予算が計上されたことを聞きました。それを使って、麻里府地区の将来プランが何年かけて作成され、それに向けていろいろな活動が始まるのかと思っていました。しかし、結局予算の執行はされず、今年度も予算化されていません。そして、3月議会で計上されるかと思ったら、来年度の予算も計上されていないように聞いています。

麻里府地区の将来プランは、コンサルタント会社や地区の住民に丸投げということでは、実態を把握した上での予算化の必要もあり、絶対にすべきではありません。行政の責任として町が主導し、住民の意見を反映させながら練って決定すべきものと考えております。

そこで、質問に移ります。

まず、質問の1つ目は、これから麻里府地区の振興についての将来プランが、なぜ昨年度予算化したにもかかわらず、執行できなかったのか。これから予算化されていない現状で、どのような手順で将来プランを作成し、それを施策としてどう実現していくのかをお聞きしたいと思います。

質問の2つ目は、災害時には司令塔にならないばかりか、今でさえ国道の南側にあり、何かと不便な公民館の移転は、その将来プランの中で重要な柱となるはずです。近辺の自治体では、コミュニティセンターや地域交流センターなどと名称を変え、所轄や実施事業を変えています。そういった将来のことも含めて、田布施町ではどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

質問の3つ目は、麻里府小学校が廃校となり2年たちます。この間、校舎や体育館、グラウンドはどのような活用がなされてきたのでしょうか。これから、どのような活用ができるのか、そういったことをお聞きしたいと思います。

質問事項の2は、役場、OB、OGの活用についてです。答弁者は、長信町長にお願いします。

地域振興をするために、総務省がバックアップする地域おこし協力隊員を外部から募り、それを進めている自治体が多くあります。田布施町も4年前、それによって協力隊員2人を採用し、馬島に派遣しました。外部からの登用となると、1年間は様子見の時間が要り、地域に根ざした本格的な活動となると、それ以降となります。初代協力隊員も大分その辺で苦勞され、3年目から活動が軌道に乗ったと聞いています。その経験があって、彼ら2人は、その後も馬島の地に腰を据えて移住生活を続けておられるようです。

斬新な活動を求めるなら、そのような若いよそ者の導入も必要でしょう。しかし、そうは言ってもらえないよ、すぐに結果を求めようとするなら、適任者は田布施町の財政事情がよくわかり、地域の状況もよく知っていて、どの地区でどのように活用できるか、さまざまに出されているパンフレットなどをよく知っている役場の職員、職員のOB、OGをおいてほかには見当たりません。

公民館のある5地区には、どの地区にも高齢者問題、里山整備、鳥獣害駆除、空き家対策、認知症対策などいろいろな問題があります。新興住宅地や高齢化が進むそういった地区では、自治会活動、地域コミュニケーションをどうするかなどの問題もありましょう。

そこで、田布施町に精通したそういった、役場を退職したOB、OGを活用すると、すぐにでも公民館のある5地区、あるいは各自治会との接点の部分で大いに成果が上がる活動ができるのではないかと考えています。

また、特定非営利のNPO法人が、田布施町には、田布施町まるごと公園化プロジェクトの1法人しかありません。周防大島では15法人あり、多くの高齢者も参加してまちづくりを進めています。その中には、役場を退職したOB、OGもおられると聞いています。そこで、その設立にも力を貸していただくと、官民一体となったまちづくりもスムーズにいくのではないかと考えています。

まず、質問の1つ目は、これまで3年間の退職者の再任用の状況と、主にデスクワークを行う内勤、主に外回りを行う外勤の別でお聞きしたいと思います。

質問の2つ目は、公民館のある町内5地区との接点を担う集落支援員に役場を退職したOB、OGを嘱託として充て、活用できないものかと考えていますが、いかがなものでしょうか。

質問の3つ目は、何かと設立にこぎつけるには、数々のハードルがあるNPO法人の設立を、役場を退職したOB、OGが中心的な役割を担うよう、今後進めていくつもりはないかということです。

周防大島町では、NPO法人だけでなく、町からの補助を受けながら里山整備を進め、観光地として売り出しているグループがあります。気心が知れた仲間と連携すると、いろんなことができるのではないかと考えています。

質問事項の3は、ブラック部活と形容される教員や生徒、保護者の部活動の負担の軽減をどう進めるかです。答弁者は、尾崎教育長にお願いします。

私も60歳までは教員をしていましたので、部活動についてはいろいろと紆余曲折があって今日に至っているというのは理解しているつもりです。しかしながら、教員の教育活動が以前より調査や報告に追われ、なかなか部活動や生徒指導、教材研究などできなくなってきたことも承知しております。部活動に傾注すると、その分、他の時間帯に教材研究や調査、報告をするはめになります。

スポーツの技術面の進歩は目をみはるものがあります。専門的な知識がないと、なかなか指導に当

たれないということも、年をとって専門外の部活動を担当したときに、私は痛感しました。試合に勝てば、あるいは記録の更新ができれば、生徒のやる気を引き出すのも可能です。そのためには勢い、活動時間を増やすということも行われ、今日に至っているのではないかと思います。

そうした中で、部活動が朝練習や延長練習、土日の練習といった過重な活動により大きな負担として、教員のほかの教育活動、生徒の心身の面で支障をきたしているとの声を最近よく耳にします。

練習試合をすると、誰が車を出すのか、その油代などの財政負担はどうするのかという問題も生じてきます。そういった面で、部活動を支えるために保護者が後援会をつくり、結局、保護者にもしわ寄せがいくことにもなります。部活動がエスカレートすればするほど、教員、生徒、保護者それぞれの負担がふえ、自己を犠牲にしてでも部活動を進めざるを得なくなります。

では、そういう部活動の位置づけというのは、学習指導要領においてどう扱われているかというところ、こういったように、拾いましたら載っておりました。「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」というように書いてあります。

部活動は、教育課程の外にある活動です。最近では、放課後や土日の課外活動にもかかわらず、教員の全員顧問制についても、運動面での専門的知識のない人から顧問の選択制を求める意見がネットに散見します。

担当教科が保健体育ではなく、競技経験者でない割合は約46%というように載っておりました。こういった声に文科省は、学校現場における業務の適正化に向けてという報告書を出しております。県も、来年度、運動部活動の顧問教員の負担軽減や外部指導の資質向上に向けた取り組みを行うよう予算化しております。

まず、質問の1つ目は、田布施中学校での朝練習、延長練習、土日の練習、練習試合の費用を賄ったりするために後援会と称して保護者から徴収しているお金、外部指導者の導入の実態。外部指導者を導入している部活動があれば、顧問と外部指導者との間でトラブルになった事例はないか、お聞きしたいと思います。

質問の2つ目は、新年度から新しい陣容で部活動が始まりますが、顧問の選択制を含めて、部活動負担軽減のための具体策をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、國本議員さんの質問に対してお答え申し上げます。

まず、第1点目は、麻里府地区の振興についてのお尋ねであります。

議員お尋ねの、昨年度予算化した事業につきましては、国が平成26年度の補正予算において、地方の地方創生総合戦略を推進するために当たっての財政支援策として地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が出て、その中の地方創生先行型の基礎交付分として、田布施町に3,015万5,000円の内示があり、その実施計画の中に、麻里府地区活性化計画策定事業として200万円を平成26年度3月補正で予算化した事業のことだと思います。

この事業は、平成27年3月26日に麻里府小学校が閉校する際に、地元より活性化策を検討してほしいと要望があったため、麻里府地区の代表者で組織する会議で地区活性化の内容を検討し、活性化計画を策定する際の経費として予算化したものであります。

しかし、平成27年5月20日に旧麻里府小学校跡地を考える会と協議しましたが、具体的な活性化策はなく、同年9月28日の地域連合自治会との意見交換会の際も、産業廃棄物処分場計画が持ち上がったため、活性化計画を策定する状況にはなく、予算は実施計画内の別の事業に充当いたしました。

地域の活性化策は、行政主導で実施するものではなく、麻里府地域に限らず、各地域の方々に地域の特性等を生かす取り組みを検討して、地域で実施していくことが必要です。町としましても、国や県の補助金制度等の資料提供や補助金を活用する前提となる計画策定の支援をしていくことなどを考えております。

次に、麻里府公民館の移転についてのお尋ねであります。

麻里府公民館の移転につきましては、麻里府地区連合自治会との意見交換会で毎年質問されている項目であり、地元住民の方が心配されていることは十分に承知しております。

本町としましては、まず、老朽化した耐震性のない庁舎や中央公民館等の整備についての基本的な方向性を取りまとめたいと考えており、その後に、麻里府公民館の移転候補地を検討してまいりたいと考えております。

最後は、麻里府小学校の活用についてのお尋ねであります。

平成27年5月に、旧麻里府小学校跡地を考える会を開催していただき、旧麻里府小学校の校舎1階2室を当面3年程度を目安として、その利用について地域主体で利用していただくこと。また、体育館については週2回程度、剣道連盟が使用し、その他の利用は麻里府地域と協議することなどについても意見交換をさせていただきました。

昨年度の使用実績は、体育館で59回となっており、主に剣道連盟が週1回の49回で、その他は嵯峨音頭、盆踊り、敬老会、自治会等で地域行事の使用となっております。

グラウンドは全体で10回、主に野球のスポーツ少年団が8回となっており、その他は、盆踊り、生きがい教室等の使用となっております。

今年度の2月までの利用実績については、野球のスポーツ少年団等の利用が16回で、その他は前年度と同様の地域行事の利用となっております。前年度と比べますと、剣道連盟の利用がなくなったため、全体的には減少しています。

旧校舎の利用については、主に文化財等の倉庫として一部を使用していますが、消防法等に定められた要件を満たしていない2階については、できるだけ使用を制限しています。旧校舎の2階については、今後はできるだけ使用は控えていただきたいと考えております。

これからどのような活用ができるか、とのお尋ねですが、今年度に新たな使用として、コスプレの団体が麻里府地域との協議を経て、6月以降、旧麻里府小学校を利用してイベントを開催しています。

この団体は、今後も利用したい意向があり、将来的には麻里府地域住民と連携して地域活性化も含めた活動を検討したいとの思いがあるように聞いております。

今後の活用については、麻里府地域の住民の皆さんとしっかり協議してまいりたいと考えております。（「済みません、一問一答」と呼ぶ者あり）一問一答と聞いてないですが。冒頭、一括質問一括答弁というふうに聞いておりますので。いいですか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

次に、第2点目は、役場のOB、OGの活用についての3点についてお答えします。

1点目は、退職者の再任用の状況についてであります。

再任用制度を活用し始めて3年になり、最初の平成26年度は、再任用職員4名のうち、1名は社会福祉協議会に派遣し、残る3名は経験している職場に配置しました。

2年目の平成27年度は、再任用職員の4名のうち、常勤2名、週4日勤務が2名で、3年目の今年度は、常勤5名、週3日勤務が1名の計6名で、うち1名は熊南総合事務組合へ出向され、所長職を行っております。

2点目は、集落支援員への活用についてのお尋ねであります。

集落支援員は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材を町職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等を実施するものですが、現在のところ、本町の集落支援員を配置する予定はありません。

最後は、OB、OGが中心となるNPO法人の設立についてのお尋ねであります。

NPO法人は、民間で公益に資するサービスを提供する営利を目的としない法人格を取得した団体とされています。この設立を町が促進するものではなく、自主的な組織と認識しており、設立等の相談があれば対応していきたいと考えております。現状では、本町には1団体のみとなっております。

私のほうは2点、以上です。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。それじゃあ、3番目の第1点の、保護者からの部活動費の徴収についてお答えします。

現在、13の部活のうち、部活動費を徴収している部は6部です。部活動費は徴収せず個人負担を伴うような大会参加費等のみを徴収している部が3部、そして部活等一切徴収していない部が3部となっています。

徴収金額につきましては、月額が400円から1,000円を徴収している部がほとんどですが、2,500円という部が1つあります。

外部講師の活用につきましては、柔道部に5名の指導者が登録されており、月に一度、1名の講師の方が指導に入っている状況です。その他、女子バレーボール部には、試合や練習試合の際に1名の方が参加をしておられます。

なお、外部講師とのトラブルはありません。

次に、新年度から新しい陣容で部活動が始まるが、顧問の選択性を含めて、部活動の負担軽減のための具体策あるか、との御質問にお答えします。

まず、顧問の選択制につきましては、専門性のある部を担当することが教員の精神的な負担軽減につながる可能性があることは、議員さん御指摘のとおりでございます。

しかし、現状では、現存する全ての部と顧問の専門性をマッチする努力はいたしておりますが、全てを当てはめることは、御案内のように困難な状況です。地域人材の活用により技術的な指導についての支援が可能になれば、専門性のない教員の負担感が減少できる可能性は十分ありますし、そういう方向に進みたいと思っています。

コミュニティ・スクールの機能を活用した地域による部活動支援が少しでも進むよう、学校運営協議会等を通じて進めていきたいというふうに考えています。

生徒にとっては、やはり多様な部活動が用意されていることが理想であり、できるだけ多くの課外スポーツや文化活動を選択できるように努めているところです。

そういった意味で、既存の部活動はもとより、町クラブ組織である弓道クラブ、水泳クラブ、サッカークラブ、3つございますが、これは町民や保護者の皆様によって運営していただいている課外スポーツの場であり、児童生徒ともども大変感謝しているところでございます。

こういった市民主体による中学生対象のスポーツや文化クラブ組織が少しずつでも増えていくよう努力したいと思っており、そのためには町民の皆様の御支援が不可欠だというふうに思っています。

最後に、部活動の負担軽減策につきましては、生徒や顧問等に対して週1日以上適切な休養日を設定する旨の周知を図っているところですが、現実には、試合期においてはほとんどの大会が土曜、日曜、祝日に開催されるため、週休日を「ノー部活デー」にすることは厳しい状況です。そのため、実態に即した部活軽減を図っていく必要性から、平日に「ノー部活デー」を設定するなどの取り組みを進めていくように今検討しているところです。

加えまして、教職員の業務負担軽減を総合的に図るべく、時間外勤務の軽減や業務改善のための取り組みを、昨年度から、文科省の援助をいただきながら、県教委の指導で現在試案的に進めているところでございますので、またチャンスがあれば、御紹介したいと思います。

以上です。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 質問事項1の①に関係するかどうかと思うんですが、廃校になって以来、

手をこまねいて地区民は何もしていないというのではなくて、個人的には公園あるいは花壇、そして笹藪、竹林を整備して公園化も進めております。地域のお散歩マップも作成しております。そして、有志で桜川をどうにかしたいということから水車を設置したり、あるいは鮎を放流しようじゃないかという、そういった有志の活動もあります。

組織としては、捕獲隊あるいは環境保全会、そういった活動も行っております。猪の捕獲では、餌になるぬかとか古米とか、そういったのを地区民からも提供して、たくさんの猪をとったという実績も上がっております。

環境保全会は、昨年4月に発足しました。いわゆる赤線と呼ばれる農道の整備に多くの会員が作業に参加しております。先日、その総会を行いました。レンゲを咲かそうじゃないかということで、レンゲの種も昨年秋に配布を済ませております。捕獲隊と環境保全会合同で、昨年の勤労感謝の日には収穫祭も行ってきました。まだまだ成果が上がっておりませんが、自治会で移住者を迎える受け皿づくりも行われているところです。

今、申しましたのは、中郷自治会だけの活動ですが、ほかの地区も同じように何らかの活動をしているのではないかと思います。そういった点の活動をうまく束ねて、麻里府一体となるそういった活動がうまくできればいいなというように思っております。

小行司では、農水省の支援を受けて「小行司地域づくりの会」というのをつくって、こういったのをやっております。麻里府で行うとなると、もっと大規模なものになるのではないかと思います。ですから、先ほど言いましたような活動をうまく束ねていくよう、行政のほうで指導しながら、私たちのそういったものをやっていけるといいなというように思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ありがとうございます。いろんな形で麻里府地域の活性に向けて御協力をいただいていること。

先般、漁業関係で、お名前を言ってもいいですか、大内さんという方が全国表彰されました。その方が報告に来られて、やはり同じような気持ちを持っておられます。やはり、自分たちは漁業だけだというというんじゃないしに、一体となってやりたいという考えがありますということで、私としましても、大内さんなんかを含めて漁業と農業とあそこの一体化というのはやると、田布施町において、海を抱えているのは麻里府しかないんですよと、私はそういう意味からいっても、田布施の麻里府地域は、今からいろんな形をとっていくことによって、一つの見本となるような地域づくりができるはずやから、一緒になって考えましょうという話をして、大内さんもそのような話をされましたし、漁業組合長も本気になっておられました。

それにはやはり、行政がああせえ、こうせいじゃなしに、やはり一緒になって話をするということがない限り、行政が指導せんけえわしらも動かんのんやちゅう考えじゃいけんし、そうはいうても行政に対してお願いしたら取り合ってくれんという状況があれば、ぜひともひどく、そのあたりを突き上げていただきたいという思いをしておりますし、そういうことのないように、我々としてはやっていくつもりでおりますので、ひとつ新たに、國本議員さんもすばらしいスタートをとられたんですから、まちづくり、麻里府地域づくりちゅうものをしっかりと考えて、一緒になってやっていただければというふうに思っております。

御提案いただいたことはしっかりとこちらでも受けとめて、いい方向になるようにする。農業のほうも補助整備の関係で、今随時、あそこもやれそうな雰囲気になってきておりますので、ならんうちから、やる前からその話をしちゃあいけんのですが、やれるようにしていきたいという気持ちです。そして漁業と一体化した、あそこには海のものも山のものも、そして言えば、猪の肉までとは、よう言いませんが、ジビエもできると、そんな状況が出てきて、麻里府に行ってみりゃ、いろんなめずらしいものがもらえるぞ、と言われればいいと思います。

先般のカキ祭りも非常に盛大にやっておられましたんで、安心した状況があります。ただ、ノロウイルスとかなんとかいろいろ言うちゃあいけんけえ、余り派手には宣伝はしなかったんじゃないかなと思います。多くのお客さんが来られて、すばらしいカキ祭りをやられていました。

やはり、地域一体となってやられれば、ああいう地域は必ず今から生きてくるという気持ちでおります。

小行司の話がちょっと出ましたが、小行司も3年、4年前からの話で、今やっこの道になってきているという状況でありますので、できるだけ早い状況で進むように努力はしますが、麻里府も早め早めの手を打っていただくと同時に、今、188号線の道路改良もなかなかやらんのかなと思つたら、一気に予算をつけて、御承知と思いますが、地域の皆さんの協力があれば、あの188号の麻里府地域においては、道路改良、歩道の改良をちゃんとやっていけるということもわかっておりますし、これからそれを麻郷地区にも引っ張っていかなきゃいけないと思うんで、今、その辺の協議をしっかりとっている状況であります。

地域がよくなるのが、やはりそこに住む人が元気づくというのが、もう議員さん御承知のお話のとおりだと思います。それに向けて努力してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 次に、公民館の問題なんですが、庁舎問題、中央公民館問題が片づいてからというように言われたと思うんです。なら、その間に、どういった形の公民館にするのか。先ほど言いましたように、コミュニティセンターとか、平生のほうとか光のほうでは、ちょっと所轄を変えてやっていっとるですういね。ですから、そういったようにするのであれば、そのように進めていかなきゃいけないだろうと思います。

それから、ただ単に公民館的な機能だけじゃなくて、地域の実態を含めていけば、複合的な施設で建てかえるちゅうのがいいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 麻里府公民館の移転につきましては、先ほど町長が答弁したように、こちらの本庁、中央公民館の問題等を基本的な方向が決まった後に移転問題について考えていきたいというふうに思っています。

先ほども町長答弁しましたけど、地域との意見交換会で、この土地はどうかという具体的な御提案もいただいております。それについて私どもも検討をして、候補地も早めに決めていきたいというふうには考えております。

名称につきましては、確かに、周南市とか、その辺コミュニティセンターという名前で全部やられていると。ですけど、うちの場合は、公民館という形でやっておりますので、その辺、どういった形がいいのかというのは、またいろいろな議論があるだろうというふうに思っていますけど、その名称につきましては、また別の議論でしていきたいというふうに思っています。

後、複合施設ということがございますけど、これにつきましては、本当にうちとしてもそういったものというのが一番活用というのか、公民館が避難所でもありますし、みんなが集まる場所でもございますので、そういった複合施設というのもいいもんじゃないかなというふうには思っております。ですけど、やはり複合施設の中身のところだろうというふうに思っています。そういった、あるところでは公民館の横に地域の販売所、道の駅的なものをつくってやられているところもあります。そういったものにつきまして、やはり地域の方々がそういったものやっいていこうというものが一緒に動いていった中で、複合施設という形になっていくだろうというふうに思っておりますので、先ほどありましたけど、麻里府の活性化の具体的な動きがあれば、そういったところで麻里府の公民館の移転ということで一緒に考えていけるんじゃないかなというふうには考えております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 所轄の変更については、どんなですか。今、学校教育課のほうが所轄しているんですね。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 今のところ、それについては考えておりません。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 次に、小学校跡地のことなんですが、あんまり使っていないなというように思っております。剣道部がなぜ使うようになったのか。今回のスポーツ少年団の活動場所を見たら、なくなっている。前もなかったのかな。どうしてかなというように思っております。

今、グラウンドで地域の盆踊りとか、それからどんど焼き、先日はカキ祭りを行ったですよ。ほかに、あそこのところはゴルフの練習はだめだというようには書いてありますけど、高齢者でから、グラウンドゴルフ熱というか、そういったのが高まってきておるように聞いております。そういったのはどうなのか。会場として提供してもいいんじゃないかなというように思っております。

それから、小学校と地区とが合同で、小学校があるときには運動会をやっておりました。小さなスポーツ大会もやってもいいかなというように思っております。その辺はどうなのでしょう。

○議長（清神 清議員） 中田課長。

○社会教育課長（中田 正美君） 先ほど質問された剣道のほうが使わなくなった理由というのは、はっきり聞いておりません。ただ、よそを使っておられるということは聞いておるんですけど、理由についてはちょっと把握しておりません。申しわけございません。

それと、グラウンドゴルフとかそういった使い方もできるんじゃないかと言われることなんですけど、いろんな使い方は確かにできると思います。まだ今のところ、グラウンドゴルフで使いたいとかというような御要望も聞いておりませんので、もしそういうお話があれば、しっかり協議をして、いろんな使い方が可能な限り対応してまいりたいと思います。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 体育館のほうも、あんまり使われていないようなんですけど、私のほうとしては、せつかくあそこは耐震化しておりますので、コンサートとか、あるいは私は今まで何回か落語会をやっております、お寺で。今度大々的に、あそこの体育館を使って防府市出身の鈴々舎馬車ことというのが、この3月に真打に昇進するんです。そういった人を秋に呼んで落語会をやってもいいなど。そのときには、麻里府地区の高齢者を招待してやるというのも一案でないかなというように考えてもいるし。

それから、空き教室についても、コスプレが昨年行われたようなんですけど、それよりもっと地区民が使えるのに、こういった形で活用できるというのがわかれば、よろしく願いいたします。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 先ほど、平成27年の5月に旧麻里府小学校の跡地を考える会と会議をさせていただいて、それ以降会議が開かれてない状態であります、その小学校の跡地を考えるところについて、いろいろな、プールはどうだろうかとか、何か使えんかとかいう、そのときの案というのは出て、あったんですけど、具体的にどうしようというものがその後続いていないというのが現状でございます。

先ほど、グラウンドゴルフのことがございましたけど、私もグラウンドゴルフの団体のほうにお話したんですけど、麻里府地域でもやられている方というのはいらっしゃるんですけど、団体としての活動というのはちょっと別のところでやっているということで使われないという話でした。

コスプレの団体につきましても、あそこの麻里府小学校の校舎等を見せたときに、「これはもう、ものすごいすばらしい、宝物みたいだ」というような表現をされました。ですけど、校舎につきましても、御存じのとおり、耐震化ができていないということもございまして、体育館につきましても、非構造部材の耐震化ができていないところの現状もございまして、そういった施設の問題等

もごさいますし、放送設備の問題等もいろいろあるというのが現状でございます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 初めての質問で、時間計算してなくて、質問事項の2はおきまして、3のほうの部活のほうについて、ちょっとお聞きします。

以前、1997年に当時の文部省が、中学校は週2日以上、高校は週1日以上と目安を示したというように出ております。それについては、どうなんでしょうか。先ほどの答弁では、なかなかとれないと。平日の「ノー部活デー」にしたいとか言っているんですけど、そういった、一応具体的に数値を出しておりますよね。それについてすいませんが……。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 文科省の通知については、もうかなりいろいろな通知をあれこれ出してきておりますが、最近では、四、五日前にまた新しいのを出しておりますが、先ほど言いましたように、いわゆる週1を基本とするというような形です。ただ、新しい学習指導要領が今やっと公表されましたが、この中には部活動については、議員さんがさっき言われたように、非常に教育課程に準じて大切にすべきであるということが出ておりますので、文科省としてもなかなかその辺を一段落とすことが難しいんじゃないかなと思いますけど、一応は週1回程度の休養日を設けるということが今の一番最新の状況で、今言われたように、具体的な日数を求めたりというのはありませんというのが今の状況です。

○議長（清神 清議員） あと1分です。國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 最後に、先ほど田布施スポーツクラブ会員のことで、水泳クラブとサッカーと弓道ですよね、地域の方がやっておられると。そこには学校の教員が顧問としてついているのかどうなのか。それから、これから先、そういった地域の活動のほうに移行させていくあれはないのか、すいませんがお願いいたします。

○議長（清神 清議員） 教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これについては、クラブのほうと協議して、当然、県体とか正式な競技大会がございますから、これについては原則中体連では顧問が出場するし、連れていくことということになっておりますので、つけております。専門性のない先生もいらっしゃいますけど、それぞれつけておりますし、それから春の県体、秋の県体、選手権につきましては、これはいわゆる交通費、宿泊費、これは同じように部活動同等に取り扱っています。ですが、ただ一つ違うのは、部でないということの違いは、指導者等が、現に実際の毎日の日々の指導を地域の方へやっていただいております、学校のいわゆる教職員がやっていないと。ただし、そういった大会での引率、それから審判等に出ているとか、そういうことはやっております。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 時間になりましたので、以上で終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、國本悦郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） 次に、竹谷和彦議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） それでは、一般質問をいたします。最初は一括質問一括答弁、2回目より一問一答でお願いします。

まずは、1件目でございます。田布施第2庁舎計画見積書についてということでございますが、これは先般、資料をいただきまして、第5回田布施町庁舎問題等検討町民委員会次第という資料をいただきました。こういった資料ですけども、この中で、既存庁舎の耐震補強設計（案）というのがありまして、それに続いてBというのが、田布施町第2庁舎計画という見積もりがついておりました。これについての質問です。

これにつきましては、1社からの見積書が提出されているが、他社からの相見積もりはとっているのか。とっていないのであれば、なぜとらないのでしょうかということですよ。

そして、町民の財産となる建築物であるので、時間をかけて建築コンペを行うなどして公募を行い、よりよい建築方法やデザインを募集し、決定後に競争入札で行うべきではないのかということをお尋ねいたします。これは、長信町長さんをお願いします。

それから2点目、借地料について。

実は、きのうは田布施中学校の第59回の卒業式がございました。中学校につきましては、合併後59年、そして、郷土館につきましては、平成元年11月3日オープンですので、これも29年間、約30年、これをずっと借地料を払っていると思うんですけども、田布施中学校と田布施町郷土館の借地料は、それぞれ年間幾ら支払われているのか。また、今までに支払ってきた昨年度末までの累計金額は幾らになるのでしょうか。

今後、現在使用している土地を買い取る交渉や移転する計画はありますか。例えば、第2庁舎を建てる計画があれば、その際に郷土館も盛り込む等。こちらも、長信町長さんをお願いします。

それから、3点目です。

こちらは、学校の設備や備品等の活用についてのお尋ねです。

私のPTA活動の経験から感じたことだが、例えば田布施中学校の場合を例に挙げると、音楽準備室にあるギター31本の弦が全て切れていて使用できない状態である。中学1年生の音楽の教科書にはロマンス、禁じられた遊びや3年生ではビートルズの曲が取り上げられているので、授業で活用できるようにしたらいかかか。

また、音楽観賞用に購入されたオーディオ機器が壊れたままになっており、CDラジカセが使われている。旧校舎の時代には、NHKでも採用されていた大手メーカーの大きなスピーカーで私たちは音楽鑑賞をしていたが、校舎建てかえの際に処分されてしまったようだ。ほかには、天体ドームの活用が町主催の年4回のみでの観望会で使用されているのみで、せっかく素晴らしい施設があるのに中学生が使用する機会がない。PTAで生徒から、3年間卒業するまで全く天体ドームに上がったことがないので残念だという意見が出ていました。それから、陶芸用の巨大な窯も設置してございますが、当初は使用されていたようであるが、現在は物置となっている。ランチルームに設置された音響機器も現在では使用できない状態であるが、ミキサーやアンプ、スピーカー等は整備すれば活用できるのではないかとと思われる。

以上は、私が経験した5年間のPTA活動で見えてきた例ですが、各小学校もございます。各校ともいま一度、備品や設備の管理を徹底して見直し、無駄のないように活用していくべきだと考えるが、町としての考え方をお聞かせ願いたい。これは、尾崎教育長さんをお願いします。

以上です。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。

まず、1点目は、第2庁舎計画の見積りについてのお尋ねであります。

庁舎問題につきましては、当面の方策として、外部への補強により業務の継続をしながら施工が可能となってきた現庁舎の耐震補強案を軸に検討を進めております。このことにつきましては、改選前の庁舎問題等検討特別委員会の取りまとめに沿ったものとなっております。

しかし、近年、国や県からの事務の移譲や事務の電算化が急速に進むとともに、情報セキュリティ対策等の強化により機器等が予想以上にふえ、庁舎が大変手狭になっています。

また、中央公民館も老朽化が進んでいること、さらに、今後の在宅医療・介護連携の推進のために、保健センターや社会福祉協議会との密接な連絡体制の構築を望まれる声が大変多く、町の将来の行政サービスの核となると考えておることから、内部協議段階ではありますが、現庁舎耐震化後の1つの構想として、第2庁舎建設についても、その可能性を検討しております。

現庁舎と第2庁舎の並立案については、今申し上げましたとおり、保健センター等との連絡体制が強化されること等のほか、次のようなメリットがあると考えております。

まず1つ目は、防災・災害拠点として強靱化が図られるということでもあります。南海トラフ地震等の発生により、本町においても震度6強以上の揺れを観測した場合、現庁舎の倒壊は免れたとしても、内部の破損等により使用が不能となる事態も想定されます。万一、そうなった場合にも、現在の耐震基準を満たした第2庁舎があれば、大きな被害を受ける可能性は低く、速やかに防災・災害拠点機能を移し、集約することができると考えております。

2つ目は、長期的な財政見通しを考慮した場合、庁舎整備に係る時期や事業費を分散化することができるということです。庁舎のように、複数の世代にわたり利用され、また、膨大な整備経費を要する施設については、世代間の負担を平準化させる整備手法は望ましいことと考えております。

また、先の全協でお示ししましたように、国が平成29年度から平成32年度までの4年間、耐震化が未実施の市町村の庁舎建てかえ事業に対し、交付税措置のある地方債を新しく創設した点も財源的には有利になったものと考え、他市町も実施に向けた検討を急いでいると聞いております。

さて、議員の御質問です。第2庁舎計画の見積書についてであります。あくまで現在お願いしております調査検討委託業務の中で、そうした計算を行える資料があることから、長野総合建築事務所には配置案、整備に係る概算経費等の参考資料としてお願いしたもので、正式な見積書ということではございません。

今後、現庁舎の耐震補強工事の計画が順調に進んで実施に移された後、中央公民館をどうするのか協議する中で、第2庁舎の整備を実際に計画する場合には、当然、改めて詳細な検討が必要になってくると考えております。その際には、役場内や町民委員会等で議論を深めることはもちろん、手法等については、議員御提案のように、議会とも相談しながら進めていくことになると考えております。

次に、2点目は、田布施中学校及び田布施町郷土館の借地についてのお尋ねであります。

田布施中学校は、補助グラウンドを入れて、個人などと7件の土地賃貸借契約を締結しております。約1万946平米を借りております。平成27年度の借地料は、973万1,191円であります。田布施中学校の借地の半分の面積を占める契約1件は、昭和29年から借りており、当初の借地料は、年額坪当たり金200円となっており、現在の貨幣価値と違っております。

その他の契約につきましては、5件が昭和の時代から、残る1件は平成5年からとなっております。このため、これまで支払ってきた借地料の累計金額につきましては、単純計算をすることは難しいため、支出命令の保存年限である10年間の累計金額で申し上げますと、約1億2,800万円となります。

郷土館につきましては、田布施電話交換所の土地と建物を昭和62年から借りており、平成27年度の賃借料は205万2,000円であります。田布施中学校と同様に、10年間の累計金額は約2,150万円あります。

中学校の借地解消につきましては、契約更新時や借地料改定の際に担当課で所有者等に協議を行っており、平成22年11月には約1,687平米、平成25年3月には約1,942平米を購入しております。

郷土館につきましては、これまで単年度ごとに契約を締結しておりましたが、今年度から5年間の契約を締結することで、平成27年度に建物の外壁工事等を所有者負担で実施したところであります。このため、現時点では移転する計画はありません。

私のほうからは、以上です。3点目は教育長のほうで御答弁を願います。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。それでは、3点目は、学校の設備、備品についての御質問です。お答えいたします。

学校の大型設備、備品の多くは新築時に整備しておまして、それから補修・改修等については、物にもよりますが10年から20年前後になります。

学校の設備、備品等の修繕や購入につきましては、各学校の要望により行っておりますが、各学校

では、町の予算編成を前に施設、備品等の修繕および新規購入等について検討し、優先順位をつけて予算書を町教委へ提出します。町教委では、教頭、事務職員とヒアリングを行った後、各学校の予算配分を決定するとともに、当局に予算要望をするという流れになっております。

町教委としましては、学校の意向が町当局にしっかり伝わるよう努力していますが、中には年次的に整備を行わなければならないような設備や備品等もあります。

また、設備、備品は随時改修が必要となりますが、年数がたち、修繕では対応できない買い替えでなくてはならないものもあります。備品によっては、安全性に問題があり、使用禁止をしているものもあります。今後とも、必要なもの、不要なものを整理しながら、的確な整備に努めたいと思っております。

それでは、まず、中学校の具体的に御質問になりました音楽準備室に保管している31本のギターについてですが、現在、リコーダーを授業では使用しておりまして、ギターを使用することはありません。

31本のうち、21本のギターは平成8年と9年の正課クラブの授業のために整備したものと考えられますが、前々回の学習指導要領改定におきまして正課クラブが教科から外されたため、必要が現在ないということです。そして、残りの10本は、中学校の備品台帳に記載がなく、おそらく、旧田布施中学校校舎時代のものを引き継いで管理しているものと思われまます。こうしたギターや琴等、教材、教具につきましては、教育課程、いわゆる学習指導要領が改訂されることによって使用しなくなる場合もありますが、修繕すれば使用できるものにつきましては、未整備のままではありますけど、原則保存をしております。

次に、中学校の校舎新築時——平成6年ですが、整備されたランチルーム等の音響設備機器及び音楽室のオーディオ等につきましては、既に耐用年数が過ぎており、部品交換が不可能なもの、修理ができるとしても高額な費用が必要であり、廃棄も同時に高額な費用が要するために現在のままにしてあるものです。音楽機器がCDと次々に変化し向上しており、長期使用が難しい点もここにあります。

同じく、中学校の天体望遠鏡については、町民の生涯教育施設として整備されたものであり、学校の授業で使用することはありませんが、現在も各種天体教室等で使用していただいております。しかし、この天体望遠鏡も高齢化により、やはり部品交換ができなかったりということで、あるいは多様な交換には費用がかかるということで整備が難しく、使いづらい状況になっていることは確かです。

同じく、陶芸用のガス窯についても、6年の新築当時につくったものですが、既に設備の耐用年数等が経過しており、非常に危険で使用できる状況にないことから、現在使用禁止の手続きをとっておりますが、これも廃棄処分するには高額な費用を要するため、現状のままとなっています。

このように、学校の施設、設備につきましては、いわゆる長期経過したものはありますが、教育課程の変化によって学習指導や内容が変わり、使用すべき教材教具も変化してくるため、使用の必要性のなくなった教材や新たに購入していく教材もあり、新たな整備に際しては十分精査をする必要があると考えております。

情報化社会への的確に対応すべくICT機器・教材の整備が現在求められておりますが、これら整備に当たっては十分調査研究を行い、的確な対応に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。それでは、第1点でございますが、見積書については、たたき台として例として挙げているというお話でございましたが、ちょうどきのう、テレビをぱちっとつけたら、Eテレ、教育テレビのほうで、1者応札というようなことをやっておりました。それに当たるんじゃないかということのをちょっと思って、不安になったもんで質問させていただきました。

第2庁舎につきましては、今後委員会等で議論するというところでございますので、よろしくお願

します。

そして、2点目につきましては、いろいろ町の状況をよくわかって、長年疑問に思っていたんです。実際、今まで幾ら払ったのかを。ここに来られている方もみんなそうだと思います。こちらも、よくわかりました。

そして、3点目です。学校の設備、備品等の活用についてですが、なかなか難しい状態なんだということはよく理解いたしました。が、何年か前はギターが張ってある物もありまして、音楽の先生が昼の時間に子供を音楽室に來らして弾かせていたというようなこともあったと聞いております。ですから、できれば使えるものがあれば、多少整備をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 学校のほうにも確認しましたが、やはり今、議員おっしゃるように、ギター等については十分、弦が切れているぐらいでギターそのものが壊れているわけじゃありませんので、必要に応じて整備するし、先生方の中で、そういったギターが得意な人が、さっき申されましたように、文化祭等と一緒にグループを組んでやろうとか、そういうことも以前、他の学校で経験がありますので、その際には、そういう高価な値段ではありませんので、けちけちするわけじゃありませんが、必要があれば、弦程度であれば整備したいと思います。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） ガス窯等が使えないということもありましたが、他の自治体では、例えばそういう不要になった使えない物は、官公庁オークション等に出して処分したりするんですが、本庁はそういうのは今やってらっしゃるんでしょうか。使えなくなった備品等の処分。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 以前、消防車をオークションに出して売買したことはございますけど、そのほかでは、そういったオークションに出した事例はございません。

○議長（清神 清議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 差し押さえ物件を、オークションに出した例がございます。

以上です。

○議長（清神 清議員） よろしいですか、再質問。竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） 今回、疑問に思った点は全てお答えいただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、竹谷議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終了いたします。

○議長（清神 清議員） これより、暫時休憩をさせていただきます。15時、3時再開にさせていただきます。

午後 2時50分休憩

午後 3時00分再開

○議長（清神 清議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5. 議案第3号

日程第6. 議案第4号

日程第7. 議案第5号

日程第8. 議案第6号

日程第 9. 議案第 7 号
日程第 10. 議案第 8 号
日程第 11. 議案第 9 号
日程第 12. 議案第 10 号
日程第 13. 議案第 11 号
日程第 14. 議案第 12 号
日程第 15. 議案第 13 号
日程第 16. 議案第 14 号
日程第 17. 議案第 15 号
日程第 18. 議案第 16 号
日程第 19. 議案第 17 号
日程第 20. 議案第 18 号
日程第 21. 議案第 19 号
日程第 22. 議案第 20 号
日程第 23. 議案第 21 号
日程第 24. 議案第 22 号
日程第 25. 議案第 23 号
日程第 26. 議案第 24 号
日程第 27. 議案第 25 号
日程第 28. 議案第 26 号
日程第 29. 議案第 27 号
日程第 30. 議案第 28 号
日程第 31. 議案第 29 号
日程第 32. 議案第 30 号
日程第 33. 議案第 31 号

○議長（清神 清議員） 日程第 5、議案第 3 号平成 29 年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第 33、議案第 31 号山口県市町総合事務組合の財産処分についてまで、29 件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提出いたしました議案 29 号の概要について御説明申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、平成 29 年度の財政運営全般にわたる私の所信の一端を申し上げます。

私にとっては、平成 29 年度は、町長としての今任期の総仕上げともいえる 4 年目を迎える大変重要な年度であり、身の引き締まる思いでもあります。

田布施町総合計画に掲げた事業等のうち、懸案となっている事業については、着実に進めてまいりたいと考えております。

さて、昨今、我が国を取り巻く情勢は、ますます混迷を深めております。例を挙げますと、国際的には、アメリカの大統領との政権交代により、今後、政治的、経済的に急激な変革が懸念されていること。また、国内においては、大企業の経営不振、数年単位の期間で頻発する地震等の大規模災害、歯どめがかからない少子高齢化等であります。ややもすると、我が国の将来について、悲観的な見方をしてしまう風潮が広がっているようにも思われます。

そうした中、安倍総理は、本年 1 月の国会における施政方針演説の中で、日本人がノーベル賞を 3 年連続して獲得したことに言及するとともに、「未来は『予言』できない。しかし、『創る』こと

はできる。」という海外の著名な物理学者の言葉を引用しつつ、総理自信が日本の成長のための「壁」への挑戦を続けてきたと述べておられました。

全国の地方自治体が、「地方創生」に取り組んでいく中で、多くの成功事例を生み出すことが日本の成長に寄与するものと思っていますが、それが非常に困難であることを、多くの自治体の実感してきているところでもあります。

田布施町も例外ではありません。平成29年度につきましては、地方創生関連予算のほか、従来の乳児医療費助成制度を拡充し、対象を小学校3年生までとしました子ども医療費助成制度に係る予算、また、今後の在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の展開に向けた新たな取り組み等の予算、目下の課題である国営圃場整備事業の推進体制強化や担い手の確保・育成、庁舎問題を含めた施設の老朽化対策、安全・安心対策に係る経費等について予算計上しております。

しかし、これを実のあるものにするには、予算だけではなく、多くの町民、関係者の英知を結集し、未来の田布施を「創る」ために、協力して取り組むことが必要であります。

折しも、来年は明治改元から150年を迎えます。名誉町民を初め、偉大な先人の築いてきた本町の礎を守り、これを発展させていくことが、町長としての私の責務であると考えており、町民の皆さんの願いでもあらうと認識しております。

議会におかれましても、新人議員の皆さんを迎えられ、皆様、清新なお気持ちのことと存じます。

29年度も、お力添えを、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提出議案の概要について説明申し上げます。

議案第3号は、平成29年度田布施町一般会計当初予算であります。

予算総額は59億200万円で、前年度当初予算に比べ2.3ポイント、1億3,000万円の増額であります。

まず、歳入について主なものを説明します。

町税は、固定資産税等について、若干の増額を見込み、前年度に比べ1,076万9,000円の増額となる16億8,883万4,000円を計上しております。

次に、地方消費税交付金であります。地方財政計画の動向等により2,000万円の減額で計上しております。

地方交付税につきましては、普通交付税を前年度より2,000万円増額し、全体で19億2,800万円を計上しております。

国庫支出金は、臨時福祉給付金事業が減額となった反面、社会資本整備総合交付金の増額により、全体では前年度に比べ1,284万3,000円の増額となる7億3,216万2,000円を計上しております。

県支出金につきましては、再生可能エネルギー等導入推進基金事業が完了したことから、前年度に比べ2,774万7,000円の減額となる4億1,312万8,000円の計上であります。

諸収入は、7,927万円の計上で、昨年度に比べ3,542万3,000円の増額となっております。これは、オラレ田布施に係る周南市からの事務協力金の実績等により見込みが増となったことや、後期高齢者医療広域連合への派遣職員に係る広域連合からの人件費負担金を計上したこと等によるものです。

町債は、波野団地北住宅の建てかえ事業の計上や道路整備事業等の増により、前年度より1億1,100万円の増額となる5億980万円を計上しております。

次に、歳出について、主なものを説明します。

歳出であります。人件費につきましては、一般職は、県に準じ昨年12月に給与改定を行っておりますので、給料、扶養手当、期末勤勉手当を増額改定で計上しております。

総務費は、選挙費の減等により、前年度に比べ1,703万円の減額となる7億2,578万4,000円を計上しております。

民生費は、臨時福祉給付金事業の減等により、前年度に比べ4,116万9,000円の減額となる18億9,526万6,000円の計上であります。

農林水産業費につきましても、前年度に比べ1,045万7,000円の減額となっております。これは尾津漁港機能保全計画策定業務の完了等によるものです。

土木費であります。前年度に比べ2億1,091万2,000円の大幅増となる8億2,812万9,000円を計上しております。これは、町道改良事業の増額のほか、波野団地北住宅の整備に係る測量設計費等を計上したこと等によるものです。

消防費は、浜城地区の地域防災センター整備事業に係る測量設計費、工事費等により、前年度に比べ3,043万7,000円の増額となる3億863万9,000円を計上しております。

教育費は、第1体育館太陽電池等設置事業と第1体育館及び第2体育館の非構造部材耐震化事業が完了したこと等により、前年度に比べ4,359万2,000円の減額となる4億9,330万9,000円の計上であります。

なお、スポーツセンターの管理につきましては、平成20年度より指定管理者制度により、田布施体育協会に委託してまいりましたが、本年度から直営に戻すこととしており、関連する歳入歳出予算科目の整理をしております。

議案第4号から議案第7号までは、特別会計の当初予算であります。

まず、議案第4号の国民健康保険特別会計ですが、後期高齢者支援金や共同事業拠出金の減を見込み、前年度に比べ1,209万6,000円の減額となる22億8,608万2,000円を計上しております。

なお、歳入につきましては、保険税等の減額が見込まれるため、基金繰入金として4,000万円を計上しております。

次に、議案第5号の下水道事業特別会計であります。前年度に比べ817万5,000円の減額となる8億9,267万円を計上しております。本年度の事業内容は、長田地区や砂田地区等の管渠整備事業や、中央雨水幹線整備事業等であります。

次に、議案第6号の介護保険特別会計であります。新制度である介護予防・日常生活支援サービス事業や認知症支援総合事業への移行、実施に向けた費目替えと追加をしております。前年度に比べ3,660万円の増額となる15億2,297万6,000円の計上です。

次に、議案第7号後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療保険料負担金の増額等により、前年度に比べ1,326万円の増額となる2億5,584万1,000円を計上しております。

議案第8号から議案第12号までは、平成28年度の各会計に係る補正予算にかかわるものであり、歳入財源の確定見込み及び各事業の最終見込み等により、所要の補正を行うものであります。

議案第8号は、一般会計補正予算であります。2億7,635万円を減額補正し、予算総額を58億5,878万5,000円とするものであります。

まず歳入ですが、町税は、景気の低迷等による法人町民税の減収見込み等により1,620万円の減額としております。

地方消費税交付金につきましては、収入状況等により3,000万円減額しております。

国庫支出金は、事業費見込みによる臨時福祉給付金や海岸保全事業等の減等により1億2,111万7,000円の減額です。

県支出金につきましても、1,684万円の減額補正であり、児童手当交付金や海岸保全事業等の減等によるものです。

町債につきましても、事業費見込みにより7,440万円減額しております。

次に歳出ですが、まず総務費につきましては、共済費のうち追加費用の減等により1,100万8,000円の減額補正としております。

民生費は、臨時福祉給付金、児童手当や法人保育園委託料の事業費見込み等により1億485万

4,000円の大幅な減額補正となりました。

農林水産業費につきましても1億2,521万3,000円の大幅な減額であり、これは農業利水施設整備事業負担金や尾津漁港海岸保全事業の事業費見込み額等によるものです。

土木費も1,738万9,000円の減額補正であります。これは橋梁改修工事の減等によるものです。

次に、議案第9号から議案第12号まで特別会計に関するもので、いずれも事業内容の確定または見込み額に伴い所要の補正を行うものであります。

まず、繰越明許費を計上しておりますので御説明いたします。

まず、一般会計の繰越明許費であります。通知カード及び個人番号カード委任交付事業145万円、地域介護・福祉空間整備事業93万7,000円、尾津漁港海岸保全施設整備事業1,091万6,000円、町道補修事業500万円、中学校大規模改修事業7,652万7,000円の5事業、合わせて9,493万円を計上しております。

次に、下水道特別会計の繰越明許費につきましては、公共下水道事業3,682万1,000円、災害復旧事業316万6,000円、合わせて3,998万7,000円を計上しております。

以上が予算関係議案についてであります。引き続き、提出議案の概要について御説明申し上げます。

議案第13号は、田布施町課設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、高齢者に関する窓口を一本化するため、これまで町民福祉課福祉係で行っていた高齢者支援に関する業務を、本年4月1日から健康保険課介護保険係に集約することに伴うものであります。

なお、この条例改正とあわせて田布施町行政規則の改正により、「介護保険係」を「長寿支援係」に名称変更いたします。

議案第14号は、田布施町個人情報保護条例の一部を改正する条例であります。

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」の改正等に伴う所要の改正と、定義上、職員が業務上作成または收受した個人情報を含む文書の保有する記録媒体を、「磁気テープ」から「電磁的記録」に変更するものであります。

議案第15号は、田布施町情報公開条例の一部を改正する条例であります。

先の議案第14号の一部改正に準じ、条文を整理するものであります。

議案第16号は、田布施町自転車等の放置防止に関する条例についてであります。

本案は、公共の場において、放置自転車等に関する基本となる事項を定め、良好な生活環境を確保するため、条例を制定しようとするものであります。

具体的には、現在、放置自転車等を「遺失物法」における拾得物として、柳井警察署に届け出ておりましたが、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐輪対策の総合的推進に関する法律」では、撤去・保管した自転車等は、管理条例等に基づいて取り扱うことが適当とされており、今回、放置自転車及び保管自転車等に対する措置などを条例化しようとするものであります。

また、保管した自転車等を所有者に返還する際には、現在、柳井警察署と総務企画課の両方で手続が必要となっておりましたが、窓口を一本化することにより、住民の利便性を図るものであります。

議案第17号は、田布施町駐輪場条例の一部を改正する条例であります。

本案は、先の自転車等の放置の防止に関する条例の制定とあわせ、駐輪場の使用者の責務及び管理上の支障のある自転車等の措置を明確化するため、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、本年度から「電動カー地域ナンバー登録制度」を設けたこともあり、駐輪場を使用する車両の種類を、シニアカーや身体障害者用車椅子でも使用できるものとし、町駐輪場においても、管理上支障のある自転車等の撤去及び保管等の措置を条例化したものであります。

議案第18号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

主な改正点の1つは、「地方公務員の育児休業等に関する法律」等の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等が

加えられたことに準じ、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するものであります。

もう一つは、育児を行う職員の早出遅出の勤務における対象者を「放課後児童クラブ」や障害児通所支援である「放課後デイサービス」等の送迎を行うため、早出遅出勤務が必要な職員に拡大するものであります。

議案第19号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、先の議案第18号と同じく「地方公務員の育児休業等に関する法律」等の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大することによるものと、一定の条件を満たす一般職非常勤職員に係る育児休業、育児部分休業等について条例を規定しようとするものであります。

議案第20号は、田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、派遣等に伴い、遠距離通勤を行うことを常とする職員の通勤手当について、高速道路の利用や通勤距離区分の上限が高い県制度に準じて支給できるよう改正を行うものであります。

議案第21号は、田布施町税条例等の一部を改正する条例であります。

主な改正点の1つは、個人住民税における住宅ローン減税について、適用期限を平成33年12月31日まで2年半延長すること。

2つ目は、消費税引き上げの時期の変更に伴い、自動車取得税の廃止時期並びに軽自動車税における環境性能割の導入時期を平成31年10月1日に延期すること。

3つ目は、法人住民税の法人税割の税率改正を実施する時期を延期し、平成31年10月1日以降に開始する事業年度に適用することなどであり、それら改正に伴う条文の整理を行うものであります。

議案第22号は、田布施町学校給食センター条例の一部を改正するものです。

改正内容は、県の機構改革で「山口県柳井保健所」の名称が、「柳井健康福祉センター」と変更されることに伴い、「給食センター運営委員会」の委員の名称を「山口県柳井保健所長」から「柳井健康福祉センター所長」と改正するものです。

議案第23号は、田布施町スポーツセンター条例の一部を改正する条例であります。

本案は、スポーツセンターの直営化に伴い、指定管理関係の規定と施設の利用料に関する規定を削除するなど、条文整理を行うものであります。

議案第24号は、田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例であります。

本案は、先のスポーツセンターの直営化に伴い、スポーツセンター関連施設の使用料に関する規定を、本条例で規定するものであります。

議案第25号は、田布施町介護保険条例の一部を改正する条例であります。

改正内容は、低所得者の第1号保険料軽減強化について、消費税率10%の引き上げが、平成31年10月に延期されたことにより、平成29年度においても、現行の第1段階の保険料軽減を継続することに伴い、条例を改正するものであります。

議案第26号は、田布施町土砂等による埋立て等の規制に関する条例についてであります。

土砂等による埋め立てにより、環境の悪化及び災害の発生を防止するため必要な規制を行い、地域住民の安全と良好な生活環境を確保するため、条例を制定しようとするものであります。

本案では、埋め立てによる町、事業者等の責務を明確にし、一定規模の埋め立てを行う場合は許可制としており、事業者は事前協議書を提出し、事業計画について町と協議することを義務づけております。

また、土壌汚染を防止するための環境基準の適用、土砂等の崩落や流出等を防止するための構造基準等を設け、基準を満たさない埋め立てを禁止しております。

特に、県外で発生した土砂等を搬入する場合には、土砂等の搬入元が特定できる書類や安全基準に適合できる書類の提出を義務づけています。

また、許可業者に対しては、その業務に関する報告や立入検査などを行い、業務の停止、土砂等の撤去、許可の取り消し、措置命令などを行うことができるようにし、罰則規定も定めております。

議案第27号は、田布施町公園設置条例についてであります。

本案は、公園に関する管理条例として、「田布施町都市公園条例」と「田布施町農村公園設置及び管理に関する条例」がありますが、児童公園、河川公園、南周防大橋橋詰公園、米出工業団地緑地公園、その他公園の管理条例がないため、都市公園を除く町の設置する公園の管理等について、必要な事項を定めるため、本案を提出するものであります。

また、附則で田布施町農村公園設置及び管理に関する条例の廃止をあわせて規定しております。

議案第28号は、田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。

本案は、老朽化した砂田住宅3棟の解体工事に伴い、町営住宅の管理戸数の変更を行うため、条例を改正するものであります。

議案第29号は、田布施町消防団条例の一部を改正する条例であります。

田布施町消防団では、女性の視点を生かした「防火啓発活動」や「防災ボランティア活動」などを行うため、以前より女性消防団員を募集しておりましたが、本年度8名の女性団員が入団し、計9名となりました。

本案は、女性消防団員のうち、5名を町内全域で活動させるため、町役場の団本部に配属し、広報活動や訓練等の業務に当たってもらおうとするものであります。

なお、残る4名については、これまでどおり3分団の麻郷地域で消火活動にあわせ、後方支援、操法訓練などを行うこととしております。

議案第30号及び議案第31号は、山口県市町総合事務組合の規約等の変更と財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第30号は、組合加入団体数の減少と共同処理する事務の構成団体の変更に関する組合規約の改正であります。

この改正理由は、1つには、平成29年3月31日限りで、養護老人ホーム長生園及び豊浦・大津環境浄化組合が解散することに伴い、山口県市町総合事務組合から脱退すること。

2つ目は、平成29年4月1日より、非常勤職員公務災害補償等事務を共同処理する団体に岩国市及び岩国地区消防組合を加えること。

3つ目は、同じく4月1日より公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償等事務を共同処理する団体に岩国市が加入すること。

最後に、山口県市町行政不服審査会の会長が行うこととしている同審査会の招集について、会長が選任されるまでの間の招集を行うものを規定することです。

議案第31号は、組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から、養護老人ホーム長生園組合及び豊浦・大津環境浄化組合が離脱することに伴い、財産処分することについて議決をお願いするものであります。

以上、本日提案申し上げました議案29件について、その概要を説明しましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参加者から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清神 清議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第3号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第4号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第7号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第8号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第9号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第10号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第11号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第12号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第13号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第14号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第15号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第16号、質疑はありませんか。松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 16号は、自転車の放置されている、それを提案理由というのに書いてあるんですけども、この提案理由じゃようわからんのです。要は、てぶつちよるの自転車、取り締まりたいということじゃろうと思うんですが、そうすると放置の定義がちょっと問題なると思うんで、この議案第16号の条例をつくった目的というのを明確に、詳細に説明してください。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 議案第16号の、田布施町の自転車等の放置の防止に関する条例でございます。

今までも駐輪場の放置自転車につきましては、警察のほうに遺失物ということで届けをして撤去を行ってきたわけですが、実際には、その遺失物の法律に基づく場合には、管理条例に基づいて取り扱うことが適当ということではございましたので、その辺につきましては、今回放置の防止に関する条例を行うということで、今回条例制定をお願いしたということでございます。

あと、その条例の中にもございますけど、各々町、町民、利用者等の責務というのがございますけど、あと放置の規制区域、駐輪場だけではなくて、駅前周辺、前とか後ろに放置の規制区域の指定等をして、その辺の自転車等放置している場合に、撤去等できるように管理条例でうたってこういうことで、今回条例制定をお願いするものでございます。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 次に、議案第17号のほうに、第5条というのがあります。1は、使用者は自転車等を駐輪場の指定された駐輪帯に整頓し、または自転車を駐輪設備に正しく入れ、施錠の上、駐輪しなければならない。

例えば、具体的事例のほうははっきりすると思うんですが、私が広島でも徳山でも行くのに、駅の駐輪場に、駅の駐輪場こう斜めに止めるようになってます。そこへちゃんと止めて、施錠して1年間てぶつたとします、1年間。それは、理由があるのは個人ですけど。それで、この議案16号の……。

○議長（清神 清議員） 松田議員、今16号やっていますので、17号のときそれ聞いてください。

○議員（3番 松田規久夫議員） いえいえ、私16号聞きよる。それでそういう条件でちゃんと止めて、この議案16号の第2条の6の放置の定義です。公共の場所において自転車等がみだりに置かれ、かつ、かつですからandですよ、orじゃないですよ、利用者等が当該自転車等を離れて直ちに、直ちにですよ、これを移動することができない状態にあることを言うんです。ほとんどの自転車に乗っておる人がスーパーに行くにしても、駅を利用するにしても、直ちに移動するような、9割以上の人は直ちに自転車というのは移動できんと思います。例えば、火事じゃ、すぐ動かせ、地震じゃ、すぐ動かせというのは、そこには自転車置いてないと思います。

で、この放置の条件が悪いんで、先ほど言った、私がちゃんと駐輪場で正しく止めとったら、1年てぶつちよっても、2年てぶつちよっても、個人のそれは理由があるわけですから、この放置じゃないわけです。当てはまらんわけです。

これは放置の文章というのを、例えばその他の利用者の人の迷惑になるとか、あるいは管理上支障となる自転車とか、放置の定義を変えないと、この条例つくっても意味がないじゃないかというのを僕は言いたいんです。取り締まることができんじゃないですか。具体的な理由を挙げて言いましたけど。ええ、放置の定義が、何か日本語を変えたほうがええような、そうしないと条例はつくっただけで終わりになる気がします。

○議長（清神 清議員） 東副町長。

○副町長（東 浩二君） 16号の放置の考え方で、第5号のところに公共の場所というのがまず前提としてあるわけです、公共の場所というのがです。ですから、私の家とか松田さんの家の辺というのは関係ないわけで、公共の場所ということであって、その下に括弧で駐輪場を除くということがあります。ですから、駐輪場というのはもともと放置しようと思って、通勤しようと思って置いて出るわけですから、この駐輪場条例と放置自転車の条例を一緒につくろうという時に、この放置自転車のほうは駐輪場のことを想定しませんよという状態です。同時につくるということですから。

ですから、駐輪場のほうはさっき松田議員が言われましたように、止める施設なり、ラインがあるわけですから、それにちゃんと止めて施錠してくださいということでございます。

なので、第16号のほうは、かつ公共の場所ということで、具体的には第9条を見ていただきますと、その公共施設の中で放置規制区域というものを指定したいと、これ警察署のほうと盗難の事件事故が、やはり駅周辺で自転車置きますんで多発しますので、駅裏とか自転車盗が多発するところを警察としても防犯パトロール隊としてもちゃんと管理をして、町が条例で制定して、ちゃんと管理保管ができるようにという規定を設けようということをつくっておりますので、おっしゃいますようにもとの前提が違いますので、放置という言葉自体は、こういった警察のほうと話をしたつくったよ

うに聞いておりますが、他市町村の下関とか事例を見てつくったようにきいておりますが、基本的には17号と16号は設定の条件が違うということでつくっております。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 私の例が悪かったです。田布施の駅前の駐輪場で言うたから。あるかどうかわかりませんが、河川か何かに、例えば屋根か何かがあって、自転車止めてくださいよというようなところへ、そしたら整頓して鍵をかけて置いとけば、長期に置いても取り締まりの対象外になるような気がするんですが。

括弧で田布施駅前の駐輪場は除くというふうにあるんですから、公共の場で、例えば自転車止めるようなものがあつたら、そこへ。

○議長（清神 清議員） 東副町長。

○副町長（東 浩二君） 公共の場所で、町が規制する規制区域に、規則で決めるらしいんですけど、2週間ということ限定して、そういった行為があれば、町のほうで、管理上強制的に一時撤去できるという仕組みということで、町のほうはつくろうとしております。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 2週間というのはどこにありますか。

○議長（清神 清議員） 東副町長。

○副町長（東 浩二君） また、議案の説明資料の中に詳しくあるんですが、それ見ていただいたらよかったですけども、規則で2週間ということで、今警察のほうと協議してやっております。難しいですけども、説明資料つくっております。そちらのほう見ていただいたら。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） わかりました。そういう期間が、僕が見た範囲内じゃわからなかったもので、ちゃんと長く止めても問題ないんじゃないか、そうした時には管理する人が困って、取り締まれないんじゃないかという思いがあったもので質問させていただきましたので、そういう期間があれば、その放置なんかのこの文言のままでもいいかと思えます。すいません。

○議長（清神 清議員） 東副町長。

○副町長（東 浩二君） すいません。詳しく提案理由のところで言えばよかったですでしょうけども、説明資料つけておりますので、警察のほうと協議して、やはり盗難とか、そういった犯罪の状況を見て、2週間とか4カ月とかいろいろアドバイスをいただきまして、つくろうとするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（清神 清議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第17号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第18号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第19号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第20号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第21号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第22号、質疑はありませんか。22号、ありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第23号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第24号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第25号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第26号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第27号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第28号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第29号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第30号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第31号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。議案第3号から議案第7号までの5件については、予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがいまして、本件につきましては、議長を除く12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがいまして、予算審査特別委員会は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩します。

午後 3時50分休憩

.....

午後 3時58分再開

○議長（清神 清議員） 会議を再開いたします。

先ほどの休憩中に、予算審査特別委員会が開催され、委員長に石田修一議員、副委員長に木本睦博議員が選任されましたので、御報告いたします。

次に、議案第8号から議案第31号までの24件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

----- . ----- . -----

○議長（清神 清議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(ベル)

午後 3時58分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 清 神 清

署名議員 松 田 規久夫

署名議員 西 本 篤 史

議事日程(第2号)

平成29年3月23日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第3号
平成29年度田布施町一般会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第3 議案第4号
平成29年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第4 議案第5号
平成29年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第5 議案第6号
平成29年度田布施町介護保険特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第6 議案第7号
平成29年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第7 議員提出議案第1号
平成29年度田布施町一般会計予算に対する付帯決議について
- 日程第8 議案第8号
平成28年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について(委員長報告)
- 日程第9 議案第9号
平成28年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第10 議案第10号
平成28年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第11 議案第11号
平成28年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第12 議案第12号
平成28年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第13 議案第13号
田布施町課設置条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第14 議案第14号
田布施町個人情報保護条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第15 議案第15号
田布施町情報公開条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第16 議案第16号
田布施町自転車等の放置の防止に関する条例(委員長報告)

- 日程第 1 7 議案第 1 7 号
田布施町駐輪場条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号
田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号
田布施町税条例等の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号
田布施町学校給食センター条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号
田布施町スポーツセンター条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号
田布施町介護保険条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号
田布施町土砂等による埋立て等の規制に関する条例（委員長報告）
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号
田布施町公園設置条例（委員長報告）
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号
田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号
田布施町消防団条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について（委員長報告）
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号
山口県市町総合事務組合の財産処分について（委員長報告）
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号
田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 1 議案第 3 2 号
田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号
情報公開審査会委員の委嘱について
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号
個人情報保護審査会委員の委嘱について
- 日程第 3 5 閉会中の継続調査（特定事件）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第 3 号

- 平成29年度田布施町一般会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第3 議案第4号
- 平成29年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第4 議案第5号
- 平成29年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第5 議案第6号
- 平成29年度田布施町介護保険特別会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第6 議案第7号
- 平成29年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第7 議員提出議案第1号
- 平成29年度田布施町一般会計予算に対する付帯決議について
- 日程第8 議案第8号
- 平成28年度田布施町一般会計補正予算（第4号）議定について（委員長報告）
- 日程第9 議案第9号
- 平成28年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について
（委員長報告）
- 日程第10 議案第10号
- 平成28年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について
（委員長報告）
- 日程第11 議案第11号
- 平成28年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について
（委員長報告）
- 日程第12 議案第12号
- 平成28年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について
（委員長報告）
- 日程第13 議案第13号
- 田布施町課設置条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第14 議案第14号
- 田布施町個人情報保護条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第15 議案第15号
- 田布施町情報公開条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第16 議案第16号
- 田布施町自転車等の放置の防止に関する条例（委員長報告）
- 日程第17 議案第17号
- 田布施町駐輪場条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第18 議案第18号
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第19 議案第19号
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第20 議案第20号
- 田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第21 議案第21号
- 田布施町税条例等の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第22 議案第22号

- 田布施町学校給食センター条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第23 議案第23号
- 田布施町スポーツセンター条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第24 議案第24号
- 田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第25 議案第25号
- 田布施町介護保険条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第26 議案第26号
- 田布施町土砂等による埋立て等の規制に関する条例（委員長報告）
- 日程第27 議案第27号
- 田布施町公園設置条例（委員長報告）
- 日程第28 議案第28号
- 田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第29 議案第29号
- 田布施町消防団条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第30 議案第30号
- 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について（委員長報告）
- 日程第31 議案第31号
- 山口県市町総合事務組合の財産処分について（委員長報告）
- 日程第32 議案第32号
- 田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 追加日程第1 議案第32号
- 田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第33 議案第33号
- 情報公開審査会委員の委嘱について
- 日程第34 議案第34号
- 個人情報保護審査会委員の委嘱について
- 日程第35 閉会中の継続調査（特定事件）について

出席議員（13人）

1番	畠中 孝議員	2番	國安 和夫議員
3番	松田規久夫議員	4番	西本 篤史議員
5番	國本 悦郎議員	6番	谷村 善彦議員
7番	瀬石 公夫議員	8番	林山 健二議員
9番	河内 賀寿議員	10番	石田 修一議員
11番	木本 睦博議員	12番	竹谷 和彦議員
13番	清神 清議員		

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 哲夫君 書記 松原 唯行君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	東 浩二君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務企画課長	亀田 典志君
税務課長	堀川 誠君	経済課長	向山 智章君
建設課長	鳥上 清史君	建設課技幹	田中 和彦君
町民福祉課長	川添 俊樹君	町民福祉課主幹	向山 幸和君
健康保険課長	吉村 明夫君	会計室長	大島 克己君
学校教育課長	本城 嘉也君	社会教育課長	中田 正美君

午前9時00分開議

(ベル)

○議長(清神 清議員) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(清神 清議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、國本悦郎議員、谷村善彦議員を指名します。

日程第2. 議案第3号

日程第3. 議案第4号

日程第4. 議案第5号

日程第5. 議案第6号

日程第6. 議案第7号

○議長(清神 清議員) 日程第2、議案第3号平成29年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第6、議案第7号平成29年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてまで、5件を一括議題といたします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長(石田 修一議員) おはようございます。

本会議での予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、当委員会に付託されました議案第3号から議案第7号までの議案5件について、3月14日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第3号平成29年度田布施町一般会計予算議定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、特別会計に係る議案4件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（清神 清議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。議案第3号から議案第7号まで、討論はありませんか。國安議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 私は、一般会計予算案に反対の立場で理由を述べます。

私は、たくさんの生活関連予算がある中、唯一、波野北住宅の建て替えに7,000万余りの測量設計委託費を計上し、その後の建てかえ時には、3億円余りの借金をしてまで建てようとしていることには納得しておりません。個々の予算について、賛否を問うのなら、この予算案だけの反対もできるのでしょうが、全部包括した一般会計予算案という形で賛否を問いますので、今、断腸の思いがしながら反対討論に至っています。

今回の住宅建設や他のさまざまな分野においても、低所得者への支援が必要だとの思いは、他の誰よりも知っていると思っております。しかし、既定路線だからといって、町の財政事情に余裕のない中で、これを押し切る形で進めることには、さまざまな観点から異論があります。

先ほど、予算特別委員会の委員長報告がありました。一般会計予算案は賛成多数で採択されましたが、委員会では、既定路線になっている6億円余りの金をかけて30戸の低所得者用の町営住宅の建て替えに、何人かの議員から異論が続出しました。まだ、立ちどまれるならよく検討したいとの思いが読み取れます。私もその一人です。

まず、町の財政事情からいえば、こういった支出をするだけの財政基盤が町にあるのかといえば、県下の自治体の中ではワーストスリーに入っています。これから、庁舎の建て替えや中学校の校舎や屋内体育館の補修等が待っています。駅北の踏切の改修もあります。さらに、借金はふえそうです。それで、しゃにむに推し進めていいのかという問題があります。財政健全化の観点からいえば、建てんという選択より町のあちこちに点在している町有地の売却という選択もあっていいのではないかと思います。それに、1戸当たりの建設費の問題もあります。単純に6億円を30戸で割ると、1戸当たり2,000万円となります。低所得者用だから家賃は近くの波野南住宅が2万3,400円から3万6,100円となっていますから、それと同等ぐらいと考えられます。

私は、岩国市で資産運用を持ちかけられアパート経営をしております。岩国市役所付近ですから需要は多いです。コンクリート住宅で1戸当たり1,000万円かけて6戸建て家賃は7万5,000円ですが、固定資産税やローン返済に苦労しております。いつまでたっても借金生活は終わりません。今回の建て替えには、半分は国が持つということですが、これも私たちの税金を使ってのものです。国も借金生活をしております。

次に、人口バランスを考えたとき、今の波野北の場所であるという問題もあります。近くには波野南住宅が2棟建てられています。その近くにさらに30戸の住宅を建てようとしております。町内の小学校でいえば、建て替える予定地の田布施東小学校には、町内で一番多くの児童数がいます。しかし、麻里府地区と同様、過疎化が進んでいる城南地区では小学校の児童数が100名を切っています。いずれ、各学年10名を切る事態も予想されています。そうなれば、旧麻里府小学校のように廃校ということになるのだろうかという危惧を多くの地区民が持っているやに聞いています。地区民は声を大に

して、建てるんなら城南地区にお願いしたいと言っています。

さらに、町内には、1970年代に建てられた団地があちこちにあります。麻里府地区でいえば見田団地、城南地区でいえば宿井団地、ほかにも岸田団地や泊団地もそうです。その住民は、私たち団塊世代以上で70から80歳代の老夫婦が多く住んでおります。いずれは手放すことになったり、借家で貸すことが多くなるのではないかと推測できます。そういった空き家を野放しにしておくのはもったいないから、活用してうまく回るようにできないものかと思っております。町の空き家バンクに登録してもらい、それを町が斡旋して町営住宅に入居している若い家族持ちに、戸建ての住宅をできるだけ安く提供できれば、多くの人に町営住宅を提供する問題や空き家対策の幾分かは解消できるのではないかと思っております。

また、今、町営住宅に入っている人の中には、収入オーバーの方もいるやに聞いています。出てくたさいませんかとお願いはできるのですが、強制はできないとって町が二の足を踏んでいます。町営住宅の申し込みをするときには1人の入居はできませんが、波野南住宅では何人か1人で居住しているとの情報も得ています。そういったことを入居者に理解を求めながら解消するだけでも、空き住宅は何軒か確保できます。

ほかにも町営住宅の役割の中には、民間借家市場を補完する多様な町営住宅の供給により、定住の促進ということもあってあります。町内の民間の貸しアパートでは、2LDKや3DKの家賃相場は状態にもよりますが、四、五万というように聞いております。空きも多いといえます。そこに持ってきて今回の30戸の町営住宅の建設となると、多くの入居者がそちらに流れていくという事態も予想されます。補完どころかアパート経営している人を圧迫し、死活問題にもなるかもわかりません。

ほかに挙げれば、高齢者用に広い住宅環境は必要ないなどといったことなど、私が思いつくだけでもこれだけあるんですから、皆さんで知恵を出し合えば、田布施町の実態に合った住宅対策などが出せそうに思います。

ちょっと立ちどまって考えたいという思いを述べ、以上をもって、私の反対討論を終えます。

○議長（清神 清議員） ここで、訂正をさせていただきます。

先ほど、國安議員と申しましたが、國本議員の間違いでした。申しわけありませんでした。

ほかに討論ございませんか。西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 私は、賛成討論でちょっと御意見を述べさせていただきます。

私は、議案第3号平成29年度田布施町一般会計予算議定について、賛成の立場から討論させていただきます。

平成29年度田布施町当初予算編成方針を見ますと、重点的、優先的に実施する必要がある取り組みを積極的に事業化するとともに、歳入歳出の両面から財政確保対策を進め財政健全化を図っていくとあります。町長は、初当選以来、一貫して財政の健全化を重要課題として取り組んでこられ、就任当初の平成18年度決算では22.2%だった実質公債比率は、平成27年度決算では13.6%まで低下いたしました。一方、社会資本の老朽化や少子高齢化の進展といった全国的な課題については、本町も例外でないために急がれることについては今、しっかりと対応していく必要があると思います。

提出された本年度の田布施町一般会計予算案は、歳出では、公営住宅を集約する方針に沿った波野北団地住宅の建てかえや、交通安全の面から要望の多かった駅南線の道路拡幅、子ども医療費助成制度の拡充などハード、ソフトの両面において、目下の課題に的確に対応する内容となっております。

また、歳入においても、基金からの取り崩しが前年度同額に控えられており、厳しい予算編成の中できめ細かく財政対策をなされた結果であると推測いたします。

今回、波野北団地で予定されておりますけども、この間の建設課長のお話によりますと、母子家庭、低所得者、その関係の皆様方を受け入れるということになっております。やはり、私たち政治家、執行部、町の行政としてみましたら、やはり弱者救済これが一番の大事なことだと私は思っております。

また今、計画されておりますことも皆様方と検討すれば、計画変更はできると私は確信しております。

す。

まさに、積極的な事業化と財政健全化の両面が働いた予算であると思いますので、議員各位の賛同をお願いいたしまして、私の討論といたします。

○議長（清神 清議員） ほかに討論はございませんか。松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 波野北町営住宅は、調査測量設計で7,260万円計上されている。ここでやめておかないと翌年には建設となる。だから、私は予算に反対します。

行政の住民に対する安定継続した住民サービスの提供を考えた場合、予算に反対したくない気持ちもある。既に、町長には職員増となっている人的レガシーがある。残りの任期でこれ以上の物的レガシーまでつくってほしくない。職員増のレガシーは将来の財政に重荷となる。さらなるレガシーで財政がより困難なものにしたくない。行政が主張する母子家庭を含めた低所得者対策の必要性は認める。しかし、住宅の提供には町が空き家やアパートなどを借り上げ、収入基準による家賃で貸し出すという方法もある。町営住宅入居者には、所得基準オーバーの世帯も多数ある。少子高齢化の今、30戸の町営住宅新築は本当に必要なのか。私には優先順位は低いと断言できる。予算を実行すれば、将来財政硬直化の原因となるだろう。町営住宅新築にかかわる次世代への負担は間違いなく大きい。

私は、魅力ない田布施町にしたくないため反対します。ありがとうございました。

○議長（清神 清議員） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認め、これで、討論を終わります。

これから、議案第3号平成29年度田布施町一般会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立多数です。したがって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号平成29年度田布施町国民健康保険特別会計の予算議定についてから、議案第7号平成29年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてまでの4件を採択します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第4号から議案第7号まで4件は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7. 議員提出議案第1号

○議長（清神 清議員） 日程第7、議員提出議案第1号平成29年度田布施町一般会計予算に対する附帯決議についてを議題といたします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。提出者、國安和夫議員。

○議員（2番 國安 和夫議員） それでは、議案第3号に対する附帯決議の提案理由を申し上げます。波野北住宅建設事業に関する予算について、執行留保の提議をいたします。

本件は、平成29年度田布施町一般会計について、平成29年9月末日まで執行留保をし、次の事項について再度、調査検討を求めるものです。

波野北住宅建て替え事業に関する予算は、7,000万円余りが計上されています。しかし、本計画は最終的には30戸分、概算で6億5,000万円、1戸当たり2,000万円となっております。これは、一般常識から考えて非常に高いように思われます。

そしてまた、町全体の人口バランスを特に各小学校の児童数等のバランスを考えた建設の検討も必要と思われま

また、今回の建設地は本町の一等地であります。まあ、先ほどからいろいろと出ておりましたけど、この町有地を民間に売却し、その多額の資金を活用することで、それを自主財源とし、別の場所に建設することも考えられます。本町の財政状況を考えたとき、役場庁舎問題、豆尾踏切拡幅工事等、将来多額の投資が必要になることを考えますと、まあ私自身とにかく、再検討の必要があると思います。提案理由としては、以上でございます。

○議長（清神 清議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。議員提出議案第1号、発議者に対して質疑はありますか。河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 私は、議員提出議案第1号平成29年度田布施町一般会計予算に対する附帯決議に反対の立場から討論します。

○議長（清神 清議員） 討論じゃないです。質疑です。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 質疑いたします。

まず、議案第3号の平成29年度田布施町一般会計当初予算は、田布施町の将来を見据え、地域防災センターの建設、豆尾踏切拡幅に向けた駅南線の道路拡幅、子ども医療費助成制度の新設など、限られた財源の中で、重要案件に的確に対応された予算と評価したいと考えます。

○議長（清神 清議員） 質疑ですよ。発議者に対して質疑。質疑はね、ちょっと休憩とります。

午前 9時 28分休憩

午前 9時 29分再開

○議長（清神 清議員） 休憩を取り消して、会議を再開いたします。

発議者に対しての質疑ということでお願いします。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 私は、議員提出議案第1号平成29年度田布施町一般会計予算に対する附帯決議に反対の立場から討論します。

○議長（清神 清議員） 討論じゃないです。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 質疑します。（発言する者あり）

○議長（清神 清議員） 河内議員、先ほど國安議員が提出されました、そのことに対して項目別に質疑をしていただきたいと思います。

○議員（9番 河内 賀寿議員） まず、議案第3号の平成29年度田布施町一般会計当初予算は、田布施町の将来を見据え、地域防災センターの建設、豆尾踏切拡幅に向けた駅南線の道路拡幅、子ども医療費助成制度の新設など限られた財源の中で、重要案件に的確に対応された予算と評価したいと考えます。

○議長（清神 清議員） 河内議員、ちょっと休憩いたします。

午前 9時 30分休憩

午前 9時 31分再開

○議長（清神 清議員） 休憩を取り消して、再開いたします。河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） この附帯決議案の波野団地北住宅の建て替えについては、既に耐用年限を経過した町営住宅が4割を超え、多くの町営住宅が募集停止となっている町営住宅の危機的な状況を解決していくための重点施策の一つであることをまず忘れてはならないと思います。

○議長（清神 清議員） 河内議員。（発言する者あり）先ほど、4項目ほどありましたよね、もう既に。その中のこの1項目1項目でもいいですから、それを質疑をしてください。

○議員（9番 河内 賀寿議員） まあ、御承知のように……。

○議長（清神 清議員） ちょっと一旦、休憩します。

午前 9時 32分休憩

午前 9時 33分再開

○議長（清神 清議員） 休憩を取り消しまして、開会いたします。國安議員の発議に対しての質疑がございましたら、挙手をお願いします。討論は、後ほど討論の場がありますので、討論のとき答えてください。ございませんか、質疑。西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 國安議員に質問いたします。

○議長（清神 清議員） 座ったままで。ごめんなさい、起立で。

○議員（4番 西本 篤史議員） 城南地区には新しい住宅をつくるという計画が、平成33年度からなっておりますけども、早目に前倒しして、例えば、城南地区に住宅を建てる計画変更があった場合、新しく若い世代の入居者が入れば、間違いなく城南の活性化になると思うんですけども、まあ、新しくつくったのはいいけど、若い世代でない入居者が入るという可能性もあると思うんですよ。その辺も含めて、もっと若い世代が入れる政策、それも施してから新しく城南地区に新しい住宅をつくるべきと私は思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 國安議員。

○議員（2番 國安 和夫議員） 私が今この文面には先ほど申し上げた、城南地区というのは出ていないです。ある方に聞いた。あえて、城南地区とは申し上げておりません。先ほど國本議員は城南地区と言われ、私は希望は城南地域、これは変わりません。

そして今、西本議員が質問されました。とにかく募集しても若い世代が来ないんじゃないか、これは、やはり募集を要領ですか、募集するときにある程度の基準を設けたほうがいいと思います。そして30戸あれば、最低20戸ぐらいは子連れの方が来られるんじゃないかと思います。

やはりそういったのを優先して、そして今、城南小学校が、この前卒業式に参ったんですけど、100名を切ると、私も90名ぐらいと聞いておったんですけど、その何て言いますか、学校関係の方からは、80人代になったんだと、90名切ったんだと言われまして、以前、全協のとき執行部の方が3年後か5年後に建てかえる予定があると言われたわけですけど、何かしらそれまで待てないような気がしたわけです。

そしてまた、今のところにまだ10軒余り入っておられます。すぐ立ち退きというのは難しいわけですけど、まあこれも、行政のほうからいけば、案外反発喰うんじゃないかと、しかし、両方がお互いがもうかるような方法を提案すれば、それもまた可能性があるかと、ただ、場所がないのであれば、城南の小学校から、大体、私も農業委員会出ておりますから、あの辺の田んぼの関係も知っております。特に歩いて徒歩で二、三百メートル以内には、たくさんの荒れた農地がございます。私も土地の持ち主ともいろいろ話した中に、とにかく町のためになるんでしたら、いつでも手放すというお話もいただいております。ですから、先ほどの西本議員が言われました、子供さん連れたのが入るだろうかと、その心配は余り要らないと思います。そして、場所的にも、すぐ今の町営を崩さなくても、いざとなれば、そういった農地を埋め立ててやる可能性もあると思います。

以上です。

○議長（清神 清議員） ほかに。西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） ちょっと私も城南の付帯決議にないことを質問いたしましたけども、波野北団地、この間の建設課長のお話によりますと、あくまでこれは概算ということで、これから来年度予算これを通して、それから詳しく見積もりをとるというお話がございました。この間の建設課長にもお話したんですけども、まあ、今の6億5,000万円、これ以下で安くできる方法というのは、あると思いますので、その辺をもっと研究をされて、今より高くない方法を安い方法をやっけていきたいと思っておりますけども、その辺どうでしょうか。

○議長（清神 清議員） 國安議員。

○議員（2番 國安 和夫議員） その価格につきましては、やはり以前から、他の県の方も工法ということをよく言われています。ですから、まあ、最初から鉄筋コンクリートとかでなしに、そういっ

たあれを設けなくて、もしそういったアパートに関心がある方であれば、ここの田布施また近隣の業者の方に、やっぱり工法という形で、どのくらいできるかということも、大体アパートというものは、750万円から1戸当たり、1,000万円できると、不動産業者の方も言われます。ですから、いろんな選択肢があると思います。

そして、私が一番申し上げたかったのは、まあ、本来ならこういう一つのたたき台が出る前に、やはり議員の中で議論する必要がある、まあ、議員と執行部、一緒にそういったのであればとかく私は新人議員ですから、全てわかりません。ただ、この前から何回か、いろんな会議に出させていただきまして、もうそのたたき台が出た時点でイエスカノーかとか、右か左だとか、AかBかとか、そうしたのが非常に多いと思います。それ以前の話が入り込めないかといった場合、ある町の方が、「そりゃ議員の怠慢だ」と、まあ以前のこれより前の議員の方を攻めるわけじゃないんですけど、私もこれからそういったことは、やはり気をつけてまいりたいと思います。

まあ、大体、以上です。よろしいですか。

○議長（清神 清議員） ほかに質問はございませんか。竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） 今、お答えの関係なんですけれども、今回は国から3億円が出るから、それに対して町も3億円出してやりましょうということではないかと考えているので、果たして来年進んでいった場合に、6億円のものが5億円になったりとかというがあるんかという、そこは。

○議長（清神 清議員） 手を挙げて、國安議員。

○議員（2番 國安 和夫議員） それは私が答えるべきものではないと思いますが。もし、安くなるという可能性も、それはあると思います。そういった工法をかければですね。

私がとにかく一番の目的は、これを提案した目的は、もう少しちょっとこう白紙にまでも出さなくても、全てに関してもう少し議論する場と時間がほしいということが一番の目的です。

以上です。

○議長（清神 清議員） ほかに質問がございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。まず、附帯決議案に反対者の発言を許します。河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） どうも失礼いたしました。ちょっと順番を私間違えたみたいで、本当に申しわけなく思っております。

それでは、反対討論をいたします。

私は、議員提出議案第1号平成29年度田布施町一般会計予算に対する附帯決議に反対の立場から討論します。

まず、議案第3号の平成29年度田布施町一般会計当初予算は、田布施町の将来を見据え、地域防災センターの建設、豆尾踏切拡幅に向けた駅南線の道路拡幅、子ども医療費助成制度の新設など、限られた財源の中で重要案件に的確に対応された予算と評価したいと考えます。

さて、この附帯決議案の波野団地北住宅の建て替えについては、既に耐用年限を経過した町営住宅が4割を超え、多くの町営住宅が募集停止となっている町営住宅の危機的な状況を解決していくための重点施策の一つであることを、まず忘れてはならないと思います。

御承知のとおり、本町の社会資本の多くは老朽化が進んでおり、このたび町が策定した公共施設等総合管理計画に沿って中長期的に施設等の廃止、統廃合等を含めた集約化が図られていくものと思わ

れますが、波野団地北住宅の建てかえについても既に進められているほかの老朽化した公営住宅の解体、廃止等と一体的な考えで実施されるものと理解します。

この波野団地北住宅建てかえの4年間の総事業費は、約6億5,000万円で、そのほか15年ごとの長寿命化のための防水外壁塗装などの改修工事や将来の修繕経費を見込んでも2分の1の国庫補助を考えれば、耐用年数で換算し、さらに30戸の家賃収入を見込むと、1戸当たりの経費は月2万円程度となるとの補足説明があり、想定家賃は月額2万7,000円から4万円程度と聞いておりますので、事業費的にも十分回収可能な計画と考えます。

また、町では財政の健全化を重要課題として取り組まれ、平成18年度決算で22.2%だった実質公債比率は、平成27年度決算では13.6%まで低下しました。一方、社会資本の老朽化や少子高齢化の進展といった全国的な課題については、本町も例外ではないため、急がれることについては、今しっかりと対応していく必要があると思います。

以上、今回の波野団地北住宅建て替えは、田布施町公営住宅等長寿命化計画に定める適切な事業計画と考え、私の討論といたします。

先ほどは、本当に、もう一回ですが、失礼いたしました。

○議長（清神 清議員） 次に、附帯決議案に賛成の発言を許します。討論ございませんか。松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 波野北住宅建設事業予算執行留保を求めるため、議員提出議案第1号に賛成します。

今、すぐに住宅建設をしなければならないのか、優先順位は低いと思う。建設以外に方法はないのか、別の方法がある。町がアパートや空き家を借りて収入基準による家賃で貸せばよい。アパートでは地域おこし協力隊員へ提供している住居、空き家ではIJU移住事業で「おいでえ」として観光協会へ貸している家、あるいは前回の地域おこし協力隊員に貸し出した馬島の空き家、低所得者が住居を必要としていれば、町が同じようにして貸し出せばよい。財政に余裕がない田布施町などで建設予定地の売却も一案かもしれない。費用対効果からも今すぐに大型の住宅建設事業は着工すべきではないと考えたので、議員提出議案に、私は賛成いたします。

○議長（清神 清議員） ほかに討論はありませんか。國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） さきに一般会計予算が採択されました。私の反対討論の立場は、弱者に支援する必要がないということではありません。そのときの最後に言いましたように、もう既定路線だからそのまま進むというのではなく、まだまだみんなで知恵を出せば、田布施町の実情に合った住宅対策などが出せそうということです。ちょっと立ちどまって考えましょうということですから、今回、波野北住宅事業に関する予算の執行を留保するという附帯決議には、一点して賛成の立場となります。

私としては、さきの一般会計予算の反対討論の中に、その執行に反対する旨は、るる述べましたので、またそれを繰り返すことはいたしません。できれば、波野北住宅事業に関する予算の執行を留保する間に立ち止まって考えるだけでなく、田布施町の実情に合った何らかの住宅対策が出せていけたらいいなと思っております。

簡単ですが、以上をもって、私の賛成討論を終えます。

○議長（清神 清議員） ほかに討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、5名の賛成者を得て、國安和夫議員から提出されました議員提出議案第1号平成29年度田布施町一般会計予算に対する附帯決議についてを採決いたします。本件は、この附帯決議案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立多数です。したがいまして、議員提出議案第1号は可決されました。

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第17号

日程第18. 議案第18号

日程第19. 議案第19号

日程第20. 議案第20号

日程第21. 議案第21号

日程第22. 議案第22号

日程第23. 議案第23号

日程第24. 議案第24号

日程第25. 議案第25号

日程第26. 議案第26号

日程第27. 議案第27号

日程第28. 議案第28号

日程第29. 議案第29号

日程第30. 議案第30号

日程第31. 議案第31号

○議長（清神 清議員） 日程第8、議案第8号平成28年度田布施町一般会計補正予算（第4号）議定についてから、日程第31、議案第31号山口県市町総合事務組合の財産処分についてまで24件を一括議題といたします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田総務文教委員長。

○総務文教委員長（石田 修一議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る3月10日本会議において、当委員会に付託されました議案第8号、議案第13号から議案第24号、議案第29号から議案第31号の議案16件について、3月21日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告を申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（清神 清議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、当委員会に付託されました議案第9号から議案第12号及び議案第25号から議案第28号の議案8件について、3月16日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案8件について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案8件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（清神 清議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論ございませんか。議案第8号から議案第31号までの討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認め、討論を終わります。
これから、議案第8号平成28年度田布施町一般会計補正予算（第4号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成28年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成28年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成28年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成28年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号田布施町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号田布施町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号田布施町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号田布施町自転車等の放置の防止に関する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号田布施町駐輪場条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号田布施町税条例等の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号田布施町学校給食センター条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号田布施町スポーツセンター条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号田布施町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号田布施町土砂等による埋立て等の規制に関する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号田布施町公園設置条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号田布施町消防団条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号山口県市町総合事務組合の財産処分についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32. 議案第32号

○議長（清神 清議員） 日程32、議案第32号田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提案いたしました議案32号の概要について御説明申し上げます。

議案第32号は、田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本案は、地方税法施行令の一部改正等に伴い、国民健康保険税の低所得世帯の軽減対象世帯への範囲を拡大するものであります。軽減判定において世帯への被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を、5割軽減世帯の対象は現行の26万5,000円から27万円に、2割軽減世帯の対象は現行の48万円から49万円に改正するものであります。

以上、追加議案について、その概要を説明いたしました。詳細につきましては、質問に応じ、私及び関係者から説明いたしますので、よろしく審議を賜り議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（清神 清議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第32号質疑はありますか。畠中議員。

○議員（1番 畠中 孝議員） この値上げに係る理由をもう少し具体的に説明をお願いします。

○議長（清神 清議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 例年でありまして、地方税法の改正が3月末に行われ、これに伴って国保税の条例の一部を改正しております。しかし、今年度につきましては、税改正がこの中に国民健康保険税に影響するものが含まれていないことが先週わかりました。そのため、国保税の改正は国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に伴うもののみとなりました。これに伴って、この政令に伴う一部改正を追加議案として上程するものであります。

そして、こちらの資料、議案の2ページ目をめくっていただきまして、左側に参考資料というのを付けておりますが、その下の表があります。ここに例として載せておりますが、軽減判定を行う場合は5割軽減の場合は基礎控除額の33万円に26万5,000円と被保険者数、これをかけた金額で、所得がその金額を下回るものにつきましては、軽減の対象となります。ですから、右に例を挙げていますが、被保険者が2名の場合は、33万円に26万5,000円かける2名で合計86万円となりますので、所得が、その86万円切る世帯が5割軽減の対象となります。

次に、下の2割軽減につきましても同様に、被保険者数にかける金額が今度48万円から49万円になりますので、下の段で29年度につきまして5割軽減は、28年度が86万円ですが、29年度は87万円以下の方が対象となります。そして、2割軽減につきましては、右側の例のように被保険者2名の場合は129万円以下が対象となっておりましたが、今度29年度は131万円以下の方が対象となることとなります。

そして、この改正の影響で新たに対象となります人について、直近の被保険者で試算してみました。5割軽減の世帯で9世帯、被保険者数15名の方、また2割軽減の世帯は7世帯、被保険者数11名の方がこれに新たに該当することとなります。

そして、保険税の軽減額全体としましては、合計で約50万円となります。これに伴って税収が減少することになりますが、この減少額につきましては、保険税の軽減は公費の支援となっておりますので、この影響額につきましても、県が4分の3、町が4分の1を負担することとなっております。

そして、保険基盤安定繰入金に含めまして、一般会計から特別会計に繰り入れることとなっております。

以上で説明終わります。

○議長（清神 清議員） ほかに質問ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質問なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配付の町長提出追加議案の内容及び付託についてのとおり、経済厚生委員会に付託します。

ここで、暫時休憩します。

午前10時18分休憩

.....

午前10時29分再開

○議長（清神 清議員） 休憩を取り消し会議を再開いたします。

追加日程第1. 議案第32号

○議長（清神 清議員） 追加日程第1、議案第32号田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

本日の本会議において、当委員会に追加付託されました議案第32号について、先ほど審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案第32号について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（清神 清議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第32号の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第33. 議案第33号

日程第34. 議案第34号

○議長（清神 清議員） 日程33、議案第33号情報公開審査会委員の委嘱について及び日程34、議案第34号個人情報保護審査会委員の委嘱についての2件を一括議題とします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） 続きまして、2件の追加議案の概要について御説明申し上げます。

議案第33号は、情報公開審査会委員の委嘱についてであります。

本案は、田布施町情報公開審査会委員の5人の任期が本年3月末をもって満了することに伴い、中坪清氏、南一成氏、藪本知二氏、塩田和子氏、4名を引き続き同審査会委員に委嘱し、岡村明美氏のかわりに田中孝道氏を新たに同審査会委員として委嘱しようとするものであります。田布施町情報公開条例第14条第4項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

次に、議案第34号は、個人情報保護審査会委員の委嘱についてであります。

個人情報保護制度は、情報公開制度と密接な関係があることから、これまでも情報公開審査会委員と個人情報保護審査会委員は同じ委員を委嘱しており、先ほど提案いたしました情報公開審査会委員の5名を同審査会委員として委嘱することについて、田布施町個人情報保護条例第23条第4項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

以上、御提案申し上げました。説明終わります。よろしく願いいたします。

○議長（清神 清議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第33号、質疑はありますか。西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） この情報公開審査会の内容及び年何回ぐらい開催されますか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） この情報公開審査会と個人情報保護審査会につきましては、同一の日で、通常であれば、年1回ほど行っております。

情報公開のほうにつきましては、その前年度のところの情報公開した件数等を報告して、新たなものの、協議するものがあれば、その時に一緒に情報公開審査会で協議しているというのが現状でございます。

○議長（清神 清議員） よろしいですか。ほかに。松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 1名の方が町内じゃなくて、75キロばかり離れている山口市の方なんですけども、当初選ばれた時は、多分、田布施町じゃったんじゃないかと思うんですが、委員会の運営に支障がなければ他市町の方でも僕は問題ないと思うんですが、このあたりの、ちょっと、経緯と言いますか、教えてもらったらと思います。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 藪本先生につきましては、当初から専門委員ということで、学識経験者ということで、最初から入っていただいておりますので、そういった中でもうずっとお願いしております。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） わかりました。失礼しました。

○議長（清神 清議員） ほかにございせんか。國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） ちょっとお聞きするんですが、このたび、岡村明美委員にかわり、新たに田中孝道氏というふうに書いてあるんですが、岡村明美委員は女性ですか、男性ですか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 女性であります。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） ちょっとお聞きするんですが、男女共同参画社会とか、そういったことで、女性の登用というか、そういったのが多く叫ばれておるかと思うんですが、そういった男女のバランスというのは考えないんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） それは当然考えるところでございます。

本当であれば、女性のところを、同様に考えたかったんですけど、やはり、その、今、岡村明美氏は土地家屋調査士でございますので、そういった関係で、そういった関係の方の専門に近いところを、あとを探したところ、ちょっと、女性の方がいなかったということがありましたんで、やはり、

こちらとしても、委員としての確かな方をお願いするということもありまして、最終的には男性となりましたけど、今、塩田和子委員が女性としていらっしゃるということで、5人のうち1人ということになりますけど、2割以上ということでした方がいいかなというふうに判断して田中孝道氏にお願いしに行ったというところでございます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） わかりました。

これ以外の審査会の委員につきましても、これから、いろんな面で、そういった男女のバランスとか、地域のバランスとか、そういった面を考えながらやっていただきたいと思います。

それと、できれば、公募とかそういったのも入れながら、とにかく既成の委員というか、そのトップとか、そういったのを引き抜いて審査会の委員にするのではなく、そういったへんもできるだけお願いしたいと思います。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） この情報公開と個人情報との関係につきましては、やはり、ある程度見識を持った方というのも含めて、ちょっと公募にはちょっと適さないかなというふうには考えております。

うちとしても、男女共同参画プランということで、女性の委員を増やしていこうということで計画をしておりますので、ほかの委員会等につきまして、そういった、今の御意見等を踏まえて的確にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（清神 清議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

それでは、議案第34号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号及び議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号及び議案第34号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第33号及び議案第34号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第33号情報公開審査会委員の委嘱についてを採決します。本件は、これに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第33号は同意されました。

次に、議案第34号個人情報保護審査会委員の委嘱についてを採決します。本件は、これに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第34号は同意されました。

次に、日程第35、閉会中の継続審査特定事件についてを議題とします。

経済厚生委員長及び議会広報広聴調査委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申請書のとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがいまして、各委員長さんからの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

○議長（清神 清議員） これで、本日の日程は全部終了いたしました。以上で会議を閉じます。
平成29年第2回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前10時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 清 神 清

署名議員 國 本 悦 郎

署名議員 谷 村 善 彦